

犯罪被害者等支援ハンドブック



犯罪被害者等支援
シンボルマーク

平成24年3月

島 根 県
島根県警察本部

はじめに

犯罪被害者やその御家族の方々の多くは、犯罪そのものによる身体的・経済的・精神的な直接的被害だけではなく、周囲の人の無理解などによる二次的被害にも苦しめられています。犯罪被害者やその御家族が被害から立ち直り、再び平穏な生活を送られるようになるためには、地域の人々の理解と配慮、そして協力が不可欠です。

私たち行政職員は、被害者の現状を知り、被害者等の心情に配慮し、支援のための施策を途切れることなく実施していかねばなりません。

御承知のとおり、平成17年4月に犯罪被害者等基本法が施行され、同年12月には犯罪被害者等基本計画が閣議決定されました。これらを受けて、「犯罪被害者等給付金の上限額の引き上げ」、「刑事裁判への被害者参加制度」など、被害者の視点に立った施策が進められております。

また、昨年3月には第二次犯罪被害者等基本計画が策定され、第一次基本計画と同様、五つの重点課題として「損害回復・経済的支援等への取組」、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」、「刑事手続への関与拡充への取組」、「支援等のための体制整備への取組」、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」が盛り込まれています。

県におきましては、平成18年度に犯罪被害者等支援総合窓口を設置し、犯罪被害者等からの相談支援や関係機関・団体との連携を強化してまいりました。

この「犯罪被害者支援ハンドブック」は、犯罪被害者等支援に当たり留意事項や支援策についてまとめたものです。行政にかかわる職員や関係機関・団体の皆さん方が、このハンドブックを有効に活用していただくことにより、犯罪被害者の方々やその御家族に対する支援が、より円滑に、かつ途切れなく実施できるようになることを心から祈念いたします。

終わりに、作成に当たりご協力を頂きました関係機関の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成24年3月

島根県環境生活部長 伊藤 修二

目 次

第1章 犯罪被害者等の抱える様々な問題	1
1 犯罪被害者等の置かれた状況	1
(1) 直接的被害	1
(2) 事件後に直面する状況	1
2 具体的に困難な状況	2
(1) 心身の不調	3
(2) 生活上の問題	5
(3) 周囲の人の言動による傷つき	6
(4) 加害者からの更なる被害	7
(5) 捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）	7
参考 捜査、裁判の流れ	8
第2章 支援に携わる際の留意事項	12
1 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項	12
(1) 基本的な支援対応の流れ（チャート）	12
(2) 具体的な対応のあり方	12
(3) 相談業務の心得	14
(4) 具体的な対応にみる留意点	15
(5) 支援者自身のケア（バーンアウトの防止）	16
2 被害類型別特徴と対応上の留意点	16
【殺人等遺族への対応】	16
【暴力犯罪等により傷害（障害）を負った人への対応】	19
【交通事故に遭った人への対応】	22
【性犯罪に遭った人への対応】	24
【配偶者からの暴力を受けた人への対応】	26
【ストーカー被害に遭った人への対応】	30
【虐待された子どもへの対応】	31
第3章 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携	34
1 関係機関・団体における連携の必要性	34
2 関係機関・団体の連携の実際	35
(1) 基本的な連携の流れ	35
(2) 連携の際の留意点	37
(3) 「犯罪被害者申告票」「犯罪被害者等支援引継書」の活用	38

第4章 ニーズに応じた解決手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

第5章 各機関・団体における支援業務・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

(参考資料)

●相談窓口一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110

●県内関係機関・団体等連絡先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 115

<引用及び参考資料>

- ・「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル集」(平成20年12月)内閣府犯罪被害者等施策推進室作成

第1章 犯罪被害者等の抱える様々な問題

現在の社会では、犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という¹。）の抱える困難（苦しみ、つらい気持ちなど）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、支援者の中にも、多くの無理解や誤解があります。

このような中で、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。また、何に着目して支援するべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を知る必要があります。

1 犯罪被害者等の置かれた状況

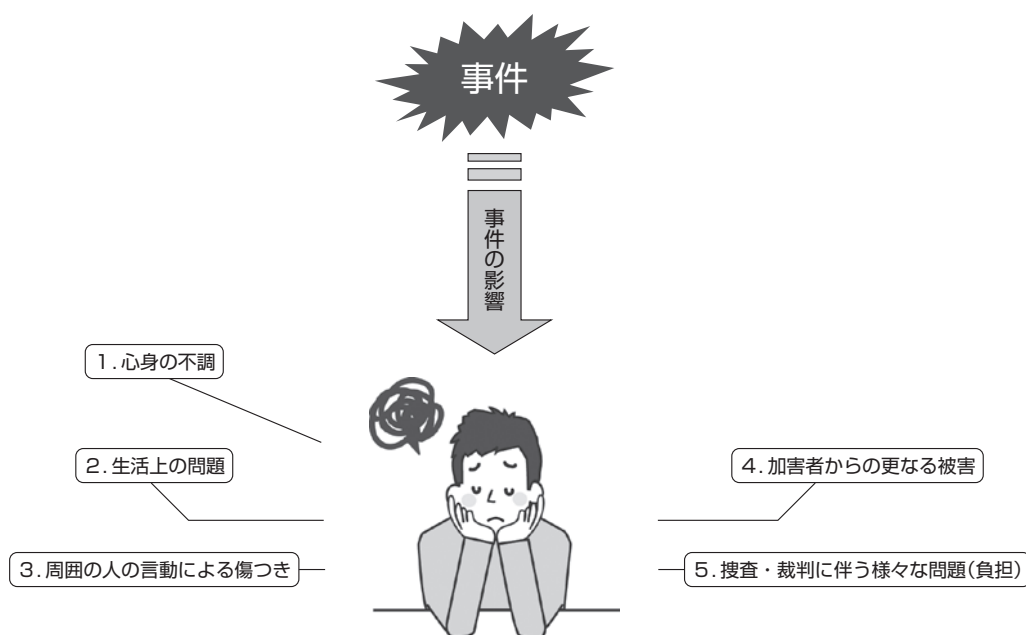
(1) 直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。以下同じ。）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷付けられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。

そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

(2) 事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）などによって様々ですが、ここでは、概括的に一般化して紹介します。

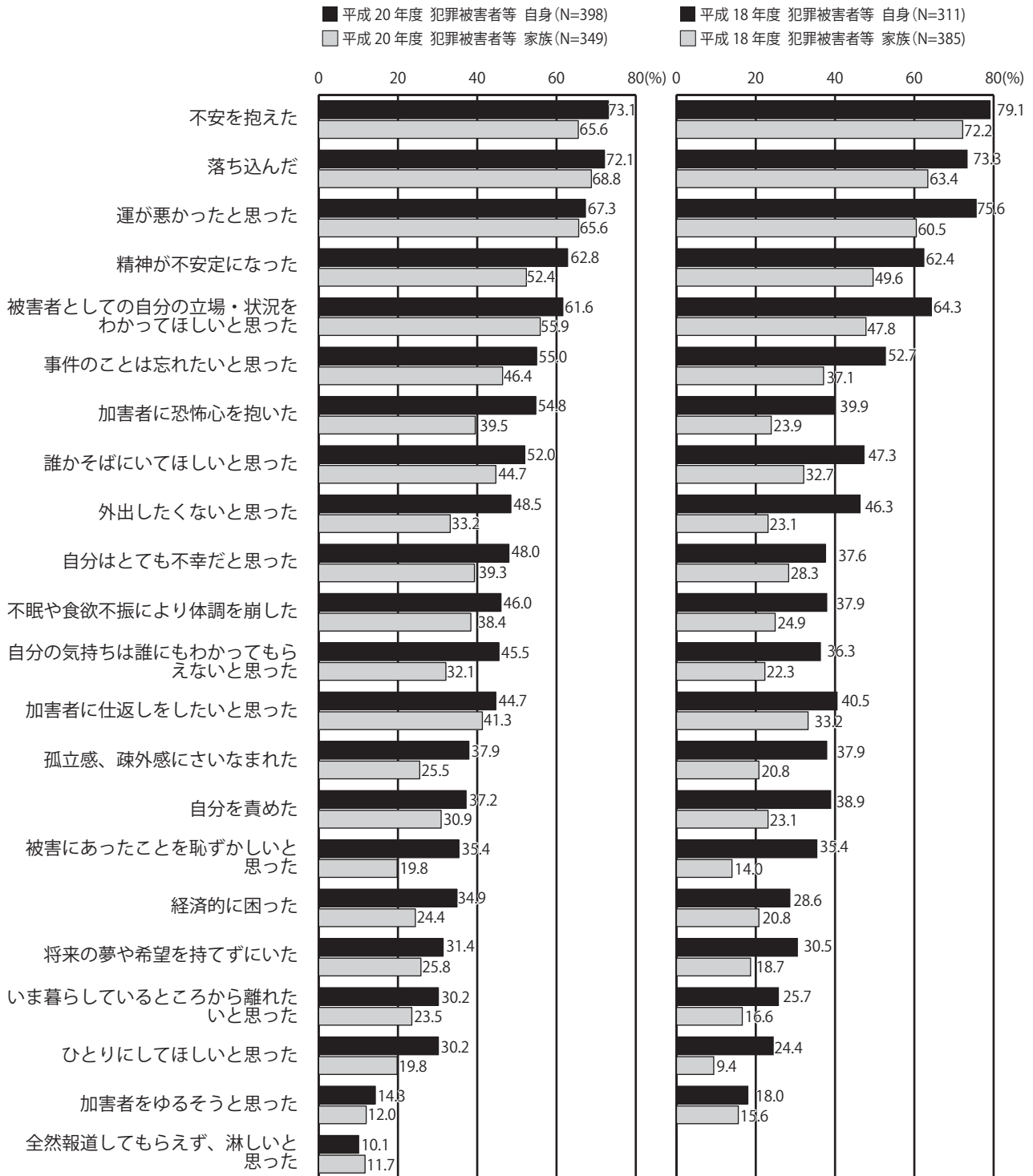


¹ 事件を目撃するなどした人も、同様に様々な困難を抱えることがあり、適切に支援をしていく必要があります。

2 具体的に困難な状況

多くの犯罪被害者等が、事件後は、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

<事件後の心境や状況（肯定計、自身・家族別）>



平成21年「犯罪被害者等に関する国民意識調査 調査結果報告書」(内閣府犯罪被害者等施策推進室)を基に作成

(1) 心身の不調²

【直後】

あまりに突然の予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

- ❖ 信じられない、現実として受け止められない
- ❖ 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- ❖ 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- ❖ 周りのことが目に入らない、注意集中できない
- ❖ 自分が自分でないような気持ちがする
- ❖ 現実感がない、夢の中のような感じがする
- ❖ 事件の時のことがよく思い出せない
- ❖ 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）がわいてくる
- ❖ 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- ❖ 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- ❖ 体の反応がある（どきどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる）

※ このときの犯罪被害者等は、余りのショックに呆然とし、周りの人からは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えるために、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。

【中長期】

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくることがあります。

《精神的な不調の例》

- ❖ 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- ❖ 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- ❖ 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- ❖ 神経が興奮して落ち着かない

《身体的な不調の例》

- ❖ 眠れない
- ❖ 頭痛やめまい、頭が重い
- ❖ 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢、便秘
- ❖ 身体がだるい、疲れやすい、微熱
- ❖ お腹や身体のその他の部分が痛い
- ❖ 生理がない、月経周期の異常、月経痛

² 犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ (<http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/index.html>) 参照。

【子ども】

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- ❖ 突然不安になり興奮する
- ❖ なんとなくいつもびくびくする
- ❖ 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える（身体の病気でなくても起きます。）
- ❖ 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- ❖ 表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- ❖ 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- ❖ 家族や友達と関わりたがらない、遊ばなくなる
- ❖ 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる など

※ このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等に相談することを勧めることも重要です。

～犯罪被害者等にみられることのある深刻な精神状態及び精神疾患～

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような治療を要する深刻な精神状態や、精神疾患をきたす場合があります。

トラウマ（心的外傷）

一般に犯罪や事故による被害、自然災害、戦争被害、家族や友人の死等、自らの処理能力を超えるような強烈な体験をした場合に受ける精神的な傷をいいます。

PTSD（心的外傷後ストレス障害）

事件等の出来事により心的外傷（トラウマ）を受けるような体験をした人が、その体験後数週間から数ヶ月後に、それを原因として発症する精神疾患のことで、

- ・ 事件等を思い出したり、その夢を見たりするなどその時の苦痛をたびたび再体験する（再体験症状～フラッシュバック）
- ・ 事件等の現場に近づけないなど、事件等を思い出させる行為や状況を回避する（回避症状）
- ・ 感情が麻痺し、何事にも無気力・無関心になる（麻痺症状）
- ・ 常に緊張して眠れなくなったり、びくびくしたりする状態が長時間にわたって続く（覚醒亢進症状）

などの持続的な精神的、身体的症状を呈することをいいます。

うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

(2) 生活上の問題

【仕事上の困難】

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなくなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ねをすることになりがちです。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合もあります。

【不本意な転居など住居の問題】

犯罪被害のために、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。その理由は、様々です。

- ❖ 自宅が事件現場になり、再被害のおそれが高い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- ❖ 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- ❖ 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- ❖ 放火により、自宅に居住できなくなる
- ❖ 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

【経済的な困窮（問題）】

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあり、そうすると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します³。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判所に出向くたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るための複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

【家族関係の変化】

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかい

³ これまで、犯罪被害に関しては医療保険が利用できないとの誤解がありましたが、法律上、医療機関が保険診療を拒否することはできません。もしそのような事例があれば、地方厚生（支）局に報告してください。

また、犯罪被害等により収入が途絶え、国民健康保険料（税）の支払いが難しい場合は、住居地の市町村に相談してください。

が生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、きょうだいがいる場合には、親がきょうだいに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後にきょうだいへの影響が出てくる可能性もあります。

(3) 周囲の人の言動による傷つき

【近隣や友人、知人の言動】

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

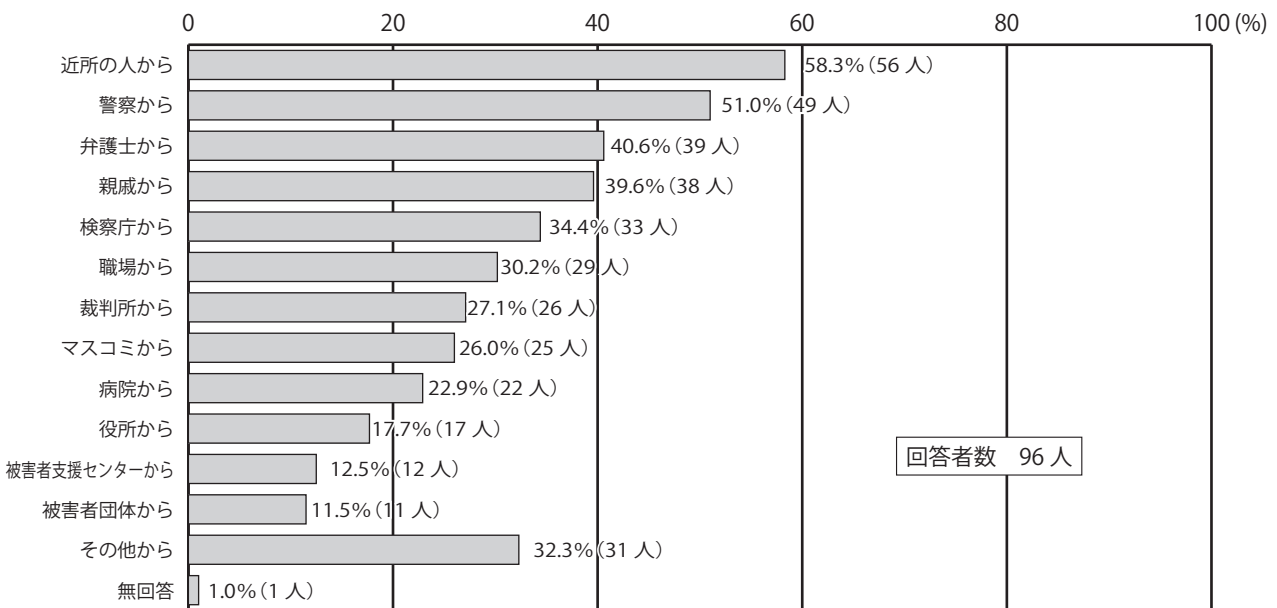
支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに、「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

【支援者】

日々被害者支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって疑心暗鬼になっている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得のいく支援を受けたと感じることができないわけではありません。事務的な対応など犯罪被害者等の心情に配慮しない言動、説明不足や不適切な情報提供などにより、精神的に傷ついてしまい、更に人や社会への不信を募らせることにもなります。

<二次的被害を受けた相手>

二次的被害を受けた相手は？



「平成 18 年度被害者支援調査研究事業—犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果から—」
 回答者 96 人（社団法人被害者支援都民センター）を基に作成

(4) 加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかという不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの実態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

(5) 捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）

捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が、捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護人から「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

参考～被害に遭われた方の手記～

犯罪被害者等の置かれた状況をよりよく知るためには、被害に遭われた方のお話を聞いたり、手記を読んだりすることが重要です。手記集は、様々な機関・団体で作成されていますが、ここでは、内閣府犯罪被害者等施策推進室ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>) に掲載されている手記を紹介します。

- ・「犯罪被害者白書」コラム
- ・「犯罪被害類型別継続調査 調査結果報告書」
- ・「私たちにできること」



参考 捜査、裁判の流れ

(1) 一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、「捜査」⇒「起訴」⇒「裁判」のプロセスをとります。

※加害者が少年（20歳未満）の場合には、手続などに違いがあります。

(2) 捜査

捜査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることを言います。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」と言います。一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります⁴。これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10～20日間勾留されることとなります。そして、被疑者が勾留されている間に、捜査機関は様々な捜査を行います。

(3) 起訴

検察官は、警察から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います⁵。

※起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

(4) 裁判

被疑者は起訴されることにより「被告人」となります。裁判所では、裁判が開かれる日（これを「公判期日」といいます。）が決められた後、公開の法廷で審理が行われ、判決が言渡されます。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に不服申立をすることができます。

※一定の犯罪について、犯罪被害者等は、刑事裁判に参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります（被害者参加制度）。

(5) 刑事手続と民事手続

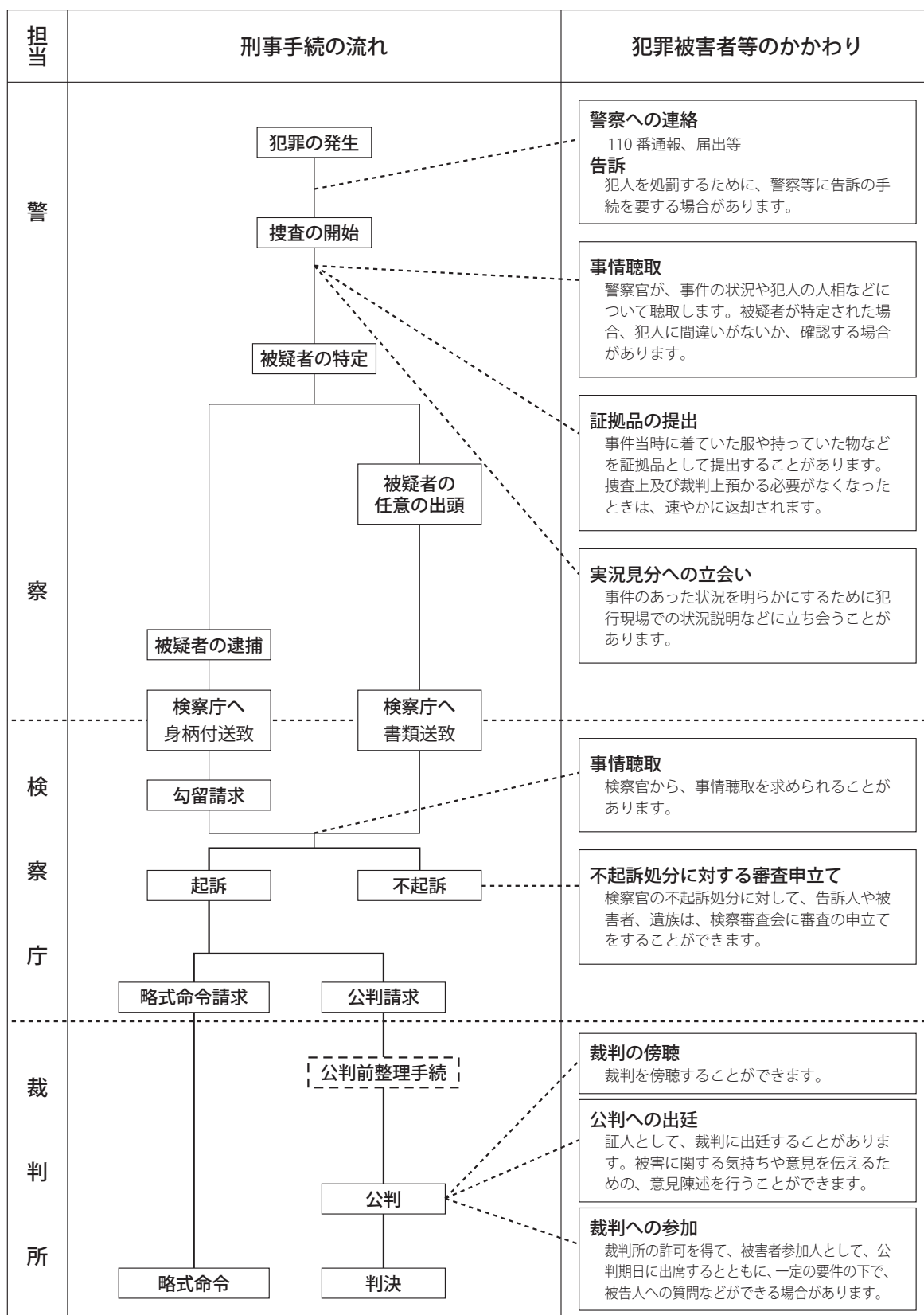
刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

なお、一定の犯罪については、犯罪被害者等の申立により、刑事裁判所が刑事事件について有罪に言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができます（損害賠償命令制度）。

⁴ 被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また、逮捕された場合でも、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合もあります。

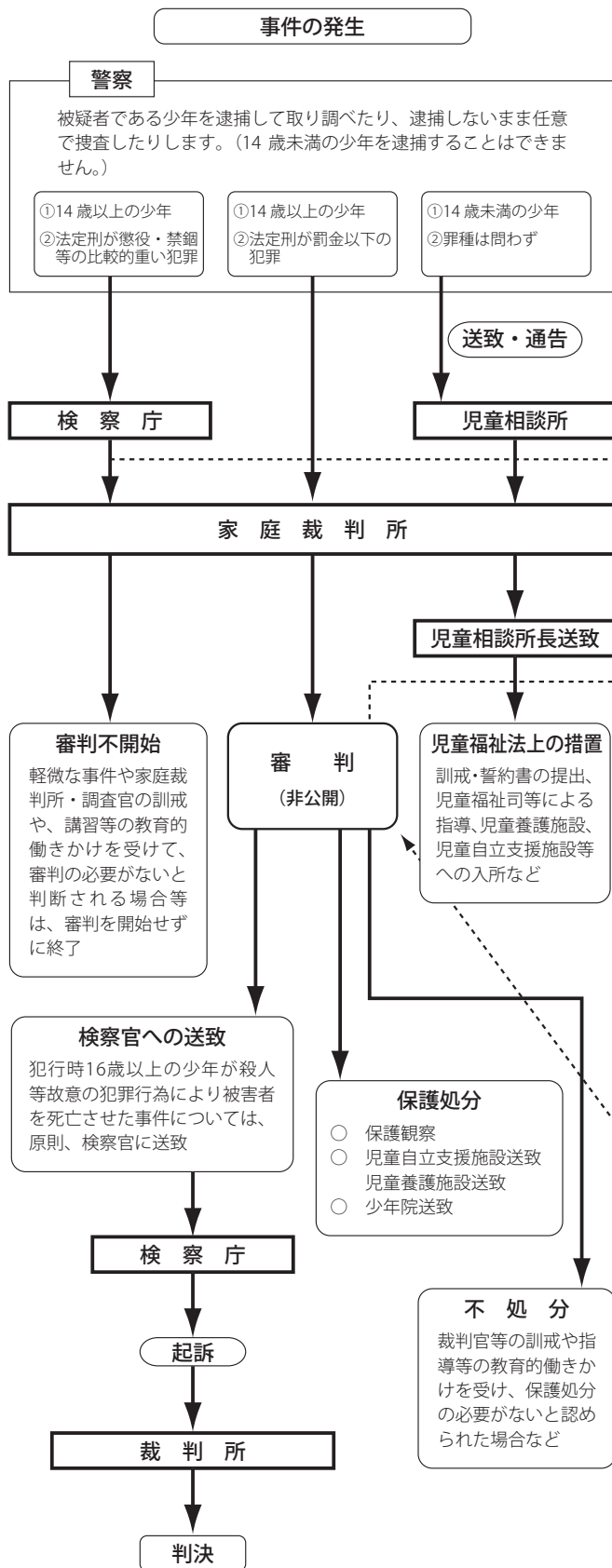
⁵ 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されます。

<一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり>



<少年の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり>

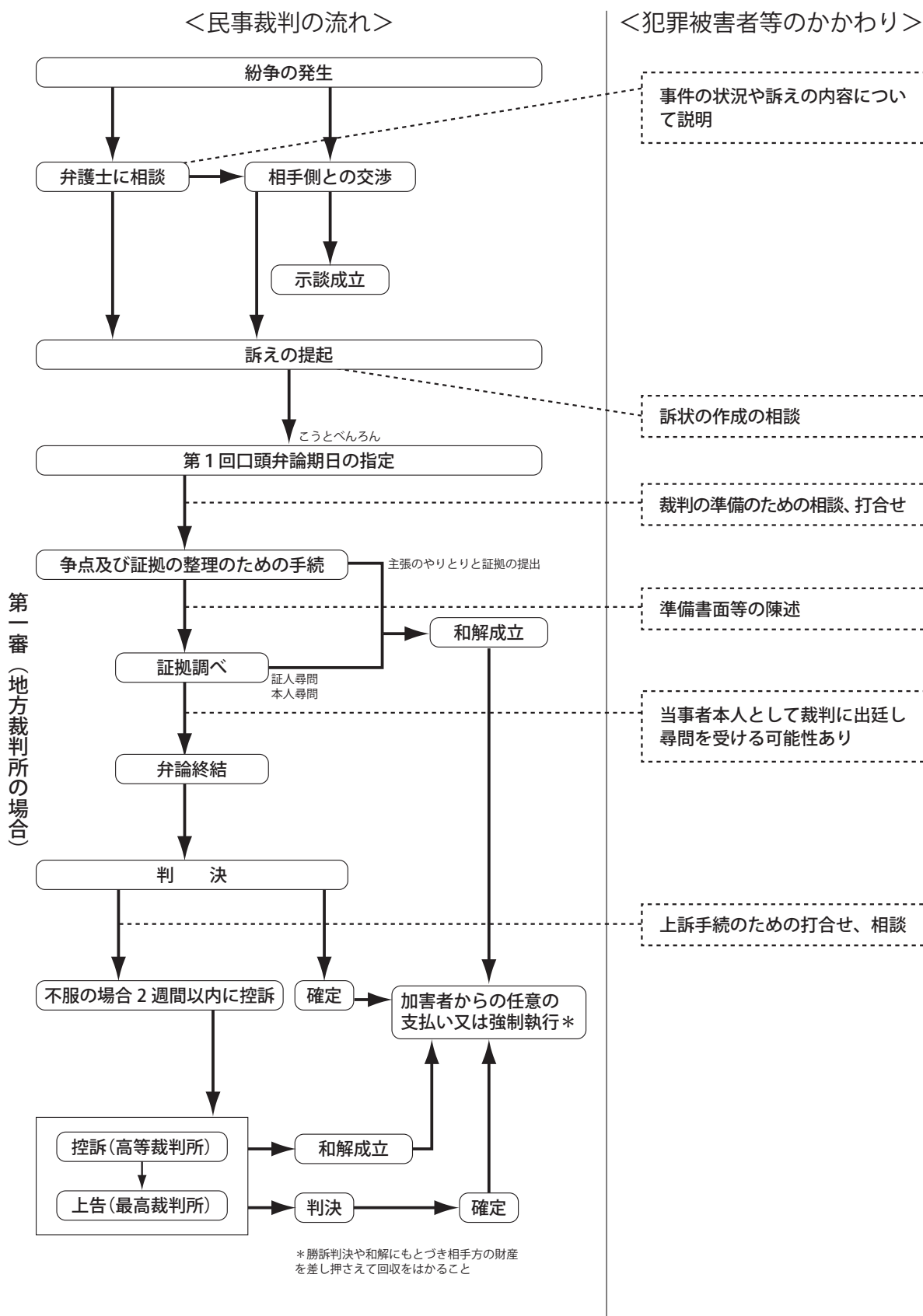
<少年の審判手続及び刑事手続の流れ>



<犯罪被害者等のかかわり>

- 事情聴取 ○ 証拠品の提出
 - 実況見分への立会い
 - 等、成人事件とほぼ同様です
-
- 事情聴取
 - 検察官から事情聴取を求められることがあります。
-
- 証人尋問、参考人尋問
 - 証人として尋問されたり、参考人として供述を求められたりすることがあります。
-
- 一定の重大事件について審判の傍聴ができる場合があります。被害に関する気持ちや意見を伝えるための意見陳述を行うことができます。

<民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり>



※請求金額等によって、第一審の手続は、簡易裁判所で取扱われることがあります。

第2章 支援に携わる際の留意事項

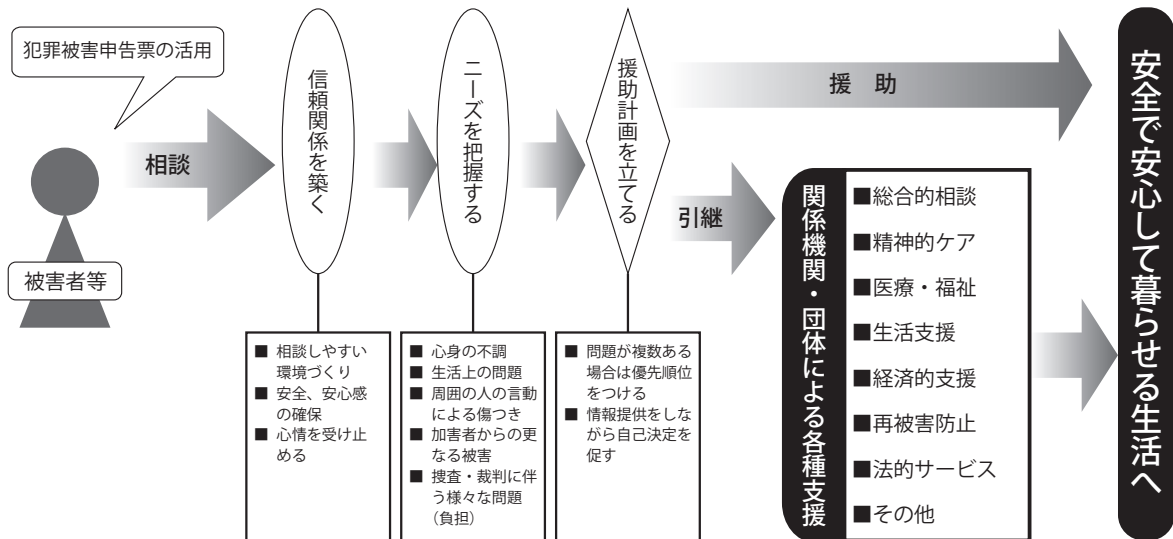
第1章にあるとおり、犯罪被害者等は、突然の被害に遭い、大変な混乱の中にいます。しかし、一方で、犯罪被害者等は、被害に遭うまでは家族や友人に囲まれて通常の生活を送っていた同じ市民です。

支援者は、犯罪被害者等の本来もっている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を行いましょう。

1 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項

(1) 基本的な支援対応の流れ（チャート）

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。



(2) 具体的な対応のあり方

● 相談しやすい環境を作る

- ・ 相談受理時には、犯罪被害者等が衆目にさらされないよう相談場所に配慮したり、人前で不用意に名前を呼ばないようにする。
- ・ 電話相談の場合には、周囲の会話や笑い声等が入らないようにする。
- ・ 犯罪被害申告票を備え付けておくなどし、犯罪被害者等が被害について申出をしやすいようにする。
- ・ 犯罪被害者等の状況や要望に応じて、例えば被害者が女性の場合は女性が対応するなど、担当者の選定に配慮する。

● 安全確保を優先する

- ・ 「今、安全かどうか（ここが安全と感ずることができかどうか）」「今、話をしても大丈夫か」を最初に確認し、必要に応じて、しかるべき機関（警察、女性相談センター、児童相談所等）につなぐ。

- 相談内容を受け止める
 - ・ 犯罪被害者等の話を丁寧に聴き、気持ちをそのまま受け止める。発言内容を評価したり、安易に決めつけたりしない。感情を否定しない。
 - ・ 被害の状況を人と比べない。(被害に遭った苦痛には他の人と軽重はない)
 - ・ 自責感を助長させない。(犯罪被害者等は自分を責めている場合がある)
 - ・ 安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めない。(相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つける)
 - ・ 話をせかさない、さえぎらない。(心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が大変であったり、苦痛である場合がある)
- 相談相手の状況を整理しつつ、そのニーズを的確に把握する
 - ・ 犯罪被害者等が、自分がどうしていいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを話し合いながら明確にし、適切な情報提供を行っていく。
- 援助計画を立てる
 - ・ 所属機関・団体ができる支援内容を明らかにする。(さらに、それを支援早期の時点で犯罪被害者等に伝えることが重要である。過度の期待を抱かせることは、結果的に犯罪被害者等の失望・不信を強めることになりかねない。)
 - ・ 問題が複数ある場合は優先順位をつける。
- 問題解決に向けて動く
 - ・ 時期と状況に応じた適切な情報を提供する。
 - ・ 支援者の意見を押しつけない、犯罪被害者等自らが決定できるように支援(対応)する。
 - ・ 関係機関・団体と連携する。
- 秘密保持に留意する
 - ・ 会話や書類管理における注意はもちろんのこと、たとえ家族であっても、当事者にとっては知られたくないこともあるため、当事者の同意なしに伝えることはしてはならない。
- 被害からの回復を焦らない
 - ・ 犯罪被害者等が被害から回復する方法や回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人ひとりの状況を考慮しながら、支援を行うことが重要である。
- 適切な支援を行うための努力を怠らない
 - ・ 法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに、研修に積極的に参加するなどして、自らの技量の向上等に努めることが重要である。
- 犯罪被害者支援団体と十分な連携を図る
 - ・ 犯罪被害者等の置かれている状況や相談内容から、より適切な(総合的あるいは長期的視点に立った継続的な)支援が必要と判断される場合には、犯罪被害者支援に精通し、豊富な経験とノウハウを有する犯罪被害者支援団体と速やかに十分な連携を図り、犯罪被害者等の立場に立った支援が行われるよう努めることが重要である。

(3) 相談業務の心得

●相談業務の留意事項

相談業務は、相談者が安心して話ができるように信頼関係を築くため、相談者の気持ちに寄り添える姿勢が大切です。

●相談員の留意事項

- ・ 個人情報を漏らさない。
- ・ 相談者が自己判断、自己決定、主体的行動が起こせるように支援する。
- ・ 相談者の声と心にしっかり耳を傾ける「傾聴」を基本態度とする。
- ・ 必要な情報の提供と適切な関係機関の紹介を行う。
- ・ 言動によって相談者に二次的被害を与えることがないように注意する。

●相談者との信頼関係を築く基本態度

支援の第一に大切なものは、相談者との信頼関係であり、具体的には相談者の声と心にしっかり耳を傾けることであり、そのための基本態度として次の代表的なものがあります。

- ・ 共 感～ 話の中で、相談者が表現している感情を相談員自身が理解していることを相談者に示す。(自殺などのマイナス感情がある場合には注意)
- ・ 受 容～ 相談者の今あるがままの気持ちや感情を評価し、これに対して批判することなく、相談者の感じているままに受けとめる。
- ・ 尊 敬～ 相談者の経験に対して相談員が敬意を持っていることと、相談者がそこから抜け出そうとしている勇気を相談員が知っていることを相談者に示す。
- ・ 暖かさ～ 相談者の話を聞き、相談者の思いを受入(マイナス感情の際は注意)そのことが大切であることを相談者に伝えるとともに、相談者を助けようとしていることに関して意欲を示す。
- ・ 誠 実～ 相談員がこれが良いと思って言葉や態度で表していることを、相談者も良いものだと感じる必要があり、これからそれた感情の表現はやめる。

●話の聞き方(電話・面接)

被害者と接するときの基本的な対応

- ・ 守秘義務を伝える。
- ・ 体の不調(食事、睡眠、身体不調等)を聞く。
- ・ ゆっくり聞く。無理に話させたり、途中で話をさえぎったりしない。話したいときに話したいことを話してもらう。
- ・ 悲しみ、怒り、苦しみ、憤りなどすべての感情をしっかりと受け止める。
- ・ 沈黙も大事にする。
- ・ 必要な情報を提供する。



(4) 具体的な対応にみる留意点

具体的な会話例をもとに、心情を踏まえた対応の留意点を示します。対応の参考にしてください。なお、下記の事例はあくまで一般的なものであり、個々の犯罪被害者等に応じた誠実な支援者の態度が何よりも大切です。

【不適切な応答】

不適切な応答の例を次に示します。犯罪被害者等の心情を踏まえないこれらのような言葉は、犯罪被害者等を更に傷つけることにもなりかねません。

《不適切な応答例》

- ・ 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- ・ あなた一人が苦しいのではありませんよ。
- ・ どんなに悲しんでも、死んだ人は戻ってこないのですから。
- ・ 泣いてばかりいると、死んだ人が浮かばれませんよ。
- ・ 早く元気にならなければいけませんよ。
- ・ つらいことは、早く忘れましょう。
- ・ 起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
- ・ まだ（他に）子どもがいるじゃないですか。
- ・ 命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。
- ・ あなたは強い方だから大丈夫ですよ。
- ・ あなたにも悪いところがあったのではないですか。

【適切な応答】

適切な応答の例を示します。なお、これらは適切ではあるものの、安易に使用すると、逆に、犯罪被害者等を傷つけてしまったり、不信感を招くことにもつながるので注意してください。

《適切な応答例》

- ・ ご心中、お察しします。
- ・ 本当にお気の毒です。
- ・ このことは、あなたにとって大変つらいことだと思います。
- ・ 悲しんでいいのですよ。
- ・ あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
- ・ そのことを認めるのは、とてもつらいことに違いありません。
- ・ （このような体験をしたら）今までのように仕事や家事ができなくなるのも当然だと思います。
- ・ 何をやる気力もないのは当たり前のことだと思います。
- ・ 無理をする必要はありません。
- ・ よく頑張ってこられましたね。
- ・ ここでは、安心してご自分の感情を出していいですよ。

(5) 支援者自身のケア（バーンアウトの防止）

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者（相談員）自身も、次のような精神的なダメージを受けることがあります。

- ・ 自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- ・ 事件のことが頭から離れなくなる
- ・ 自分が無力だと感じる
- ・ 頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出る など

その結果、当該事件へ過度に感情移入したり、逆に事務的な対応を引き起こしたりと、長い目で見たときに相談者にとって不適切な対応となることがあります。同時に、支援者自身も仕事や生活に支障を来す場合があるため、支援者は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

《対処方法の例》

- ・ 支援者同士で共有し、一人で抱え込まない。組織で対応する。
- ・ できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認する。
- ・ 仕事とそれ以外（自分の生活）とをはっきり区別する。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持つ。
- ・ 自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとしたりせず、傷ついていることを認める。
- ・ 身体を動かすなどして気分転換を図る。
- ・ 休息、睡眠をきちんととる。

2 被害類型別特徴と対応上の注意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します。

それぞれの特徴に十分配慮して対応してください。

注) ●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

【殺人等遺族への対応】

(特徴)

殺人による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむこととなります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きいものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合があります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じることがあります。

(対応上の注意点)

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかったり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、分かりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、様々な手続が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

●死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明かにするため、検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書（死体検案書）」（有料）を作成・発行してもらいます。「死亡診断書（死体検案書）」を受け取ったら、死亡の日から7日以内に市町村にそれを持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり、埋葬したりすることができません。

（連絡先） 各警察署刑事課、各市町村

★各種経費の公費負担

司法解剖が行われた場合、

- ・死亡診断書（死体検案書）作成に関する経費を公費で負担する制度
- ・遺体を遺族の希望する場所まで搬送するために要する経費について、距離に応じて給付金を支給する制度

があります。

（連絡先） 警察本部広報県民課・各警察署総務課（係）

●各種健康保険・年金の異動届

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

（連絡先） 各市町村、年金事務所、勤務先庶務担当

●遺産相続等

亡くなった方から各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額（5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数）を超える場合、相続税の課税対象となります。

この場合、相続の開始を知った日の翌日から10ヶ月以内に相続税申告書を提出しなければなりません。

（連絡先） 税務署

また、相続財産（不動産・預貯金・有価証券等）について名義変更等の相続手続きを行う必

要があります。

(連絡先) 法務局、市役所、各金融機関等

経済的支援として、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金（遺族給付金）

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対し、一時金が支給されます。

(連絡先) 警察本部広報県民課・各警察署総務課（係）

★遺族基礎年金

国民年金に加入中、老齢基礎年金を受給する資格のある人等が死亡したとき、子（18歳に到達する年度末まで）のある妻又は子に支給されます。

(連絡先) 各市町村

★遺族厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金に加入中の人、老齢厚生（退職共済）年金を受給する資格のある人、1級又は2級の障害厚生（共済）年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。

(連絡先) 年金事務所、共済組合、勤務先庶務担当

子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。

★遺児の就学援助等

奨学金が給与されるほか、相談もできます。

(連絡先) 財団法人犯罪被害救援基金、警察本部広報県民課・各警察署総務課（係）

マスコミ対策として、以下のようなものがあります。

●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先) 警察本部広報県民課・各警察署総務課（係）、法テラス

★異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構（BPO）」に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」に異議申立てをすることができます。

(連絡先) 放送倫理・番組向上機構 電話 03-5212-7333

ファックス 03-5212-7330

雑誌人権ボックス ファックス 03-3291-1220

法テラス（P.67 参照）

【暴力犯罪等により傷害（障害）を負った人への対応】**（特徴）**

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSDや適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

（対応上の注意点）

捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

★診断書等の公費負担

身体犯の事件捜査又は立証のため、必要となる診断書等に要する費用を公費で負担する制度があります。

（連絡先） 各警察署総務課（係）

医療費の援助として、以下のような制度があります。

★高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払い戻しをします。

（連絡先） 事業主、全国健康保険協会の支部、健康保険組合、各市町村、各種共済保険、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。

（連絡先） 各税務署

★自立支援医療費支給制度

精神通院医療、育成医療、更生医療にかかる費用の自己負担額上限が原則1割になります。

（連絡先） 各市町村、各保健所、通院している医療機関

★乳幼児等医療費助成

乳幼児や小学生などの児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額について助成を受けることができます。

（連絡先） 各市町村

★福祉医療費助成

重度心身障がい者、ひとり親家庭の父・母及び児童が、医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額について助成を受けることができます。

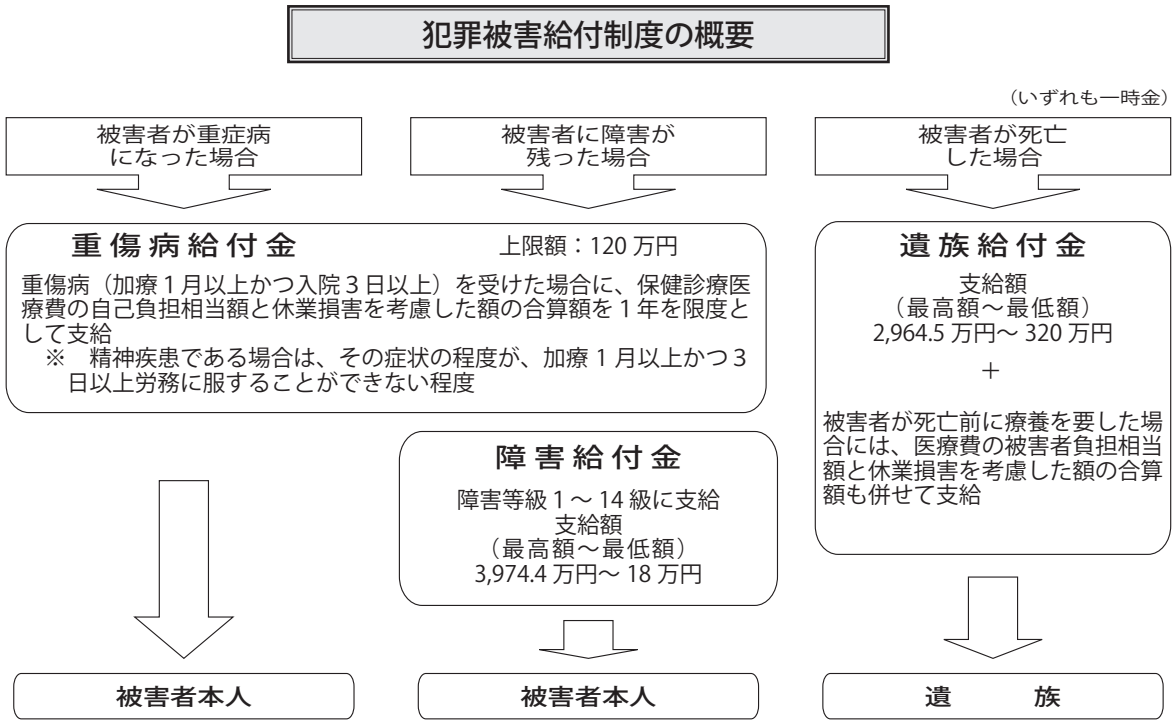
（連絡先） 各市町村

障害を負うなどした場合には、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金（重傷病給付金、障害給付金）

故意の犯罪行為により重傷病（加療1月以上かつ3日以上入院を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1月以上かつ3日以上労務に服することができない程度の疾病））を負った被害者や障害（障害等級第1～14級）が残った被害者に対し、一時金が支給されます。

（連絡先） 警察本部広報県民課・各警察署総務課（係）



★特別障害者手当

20歳以上で身体又は精神に著しい重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅障がい者に支給されます。

（連絡先） 各市町村

★身体障害者手帳の交付

身体に障がいのある方は、本人又は保護者の申請で手帳が発行されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障がいの程度に応じて受けられます。

（連絡先） 各市町村

★障害者控除

本人又は扶養親族等が障がい者である場合には、一定額が所得控除されます。

（連絡先） 各税務署

★障害基礎年金

20歳前や国民年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障がいの状態となったときに支給されます。身体的な障がいだけでなく、精神的な障がいについても、医師の判断によっては受給できる可能性があります。

(連絡先) 各市町村

★障害厚生(共済)年金等

厚生(共済)年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障がいの状態となったときに支給されます。

(連絡先) 社会保険事務所、勤務先庶務担当

★就労移行/継続支援

一般企業等への就労を希望する障がい者等に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、働く場等を提供します。

(連絡先) 各市町村、指定障害福祉サービス事業者

子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

★特別児童扶養手当

20歳未満で身体又は精神に中程度以上の障がいがある児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者に支給されます。

(連絡先) 各市町村

★障害児福祉手当

20歳未満で身体又は精神に重度の障がいがあるために、日常生活において常時介護が必要な在宅の児童に支給されます。

(連絡先) 各市町村

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

(連絡先) 警察本部組織犯罪対策課・各警察署刑事課又は生活安全刑事課、(財)島根県暴力追放県民センター

【交通事故に遭った人への対応】

(特徴)

交通事故は、自動車運転過失致死傷罪、危険運転致死傷罪等の刑法上の「犯罪」に該当する場合が多いにもかかわらず、「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多くみられます。被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する強い怒りを抱えている遺族も見受けられます。

(対応上の注意点)

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

●警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があります、保険請求に支障が生じる場合もあります。

(連絡先) 各警察署、110番

●警察への診断書提出

交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱いができません。事故当時はけがに気付かなかったが、後で怪我が明らかになった場合も同様です。診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

(連絡先) 各警察署交通課(係)

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

(連絡先) 損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

(連絡先) (財)交通事故紛争処理センター、交通事故相談所、(財)島根県交通安全協会(交通安全活動推進センター)、(財)日弁連交通事故相談センター島根県支部、(社)日本損害保険協会、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構

経済的支援として、以下のような制度があります。

★政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

(連絡先) 損害保険会社

★奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった方又は重度の後遺障害が残った方の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します。

(連絡先) (財)交通遺児育英会

★交通遺児育成基金制度

交通事故により保護者を亡くした満13歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満19歳に達するまで育成給付金が支給されます。

(連絡先) (財)交通遺児育成基金

★介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料が支給されます。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

(連絡先) 独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA)

【性犯罪に遭った人への対応】

(特徴)

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的な何らかの反応（第1章2(1)心身の不調参照）が現れる場合が多く、PTSDに加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障害、自傷行為や自殺行動などに至ることもあっていわれています。

また、被害者にとって、男性に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、女性の支援者が対応することが必要です。

(対応上の注意点)

早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかしながら、性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応がされるか説明する、支援者が警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

●警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。警察では、本人の希望に応じて、できるだけ女性警察官が対応するようにしています。

(連絡先) 各警察署刑事課又は生活安全刑事課

～親告罪～

性犯罪は、親告罪（告訴がなければ起訴できない）にあたるため、近年まで原則として犯人を知った日から6か月経過後は告訴することができない（刑事訴訟法第235条第1項柱書本文）とされてきました。しかし、強制わいせつ罪、強姦罪、わいせつ・結婚目的略取・誘拐罪等に係る告訴については、被害者が精神的ショック等から告訴するまでに時間がかかることから、平成12年の刑事訴訟法改正で、告訴期間の制限がなくなりました。

●警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聞かれるほか、現場の確認や証拠品（当時着ていた服など）の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いて欲しい。」等の希望に応じるよう配慮しており、証拠採取に関しては、専用の用具や着替え等が入った証拠採取セットを使用したり、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。

(連絡先) 各警察署刑事課又は生活安全刑事課

すぐに警察に届け出ることにより消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、検診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

●緊急避妊

被害から72時間以内であれば、服用により、妊娠を回避することができます。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。また、警察署に届け出れば、診断書料、初診料、検査費用、緊急避妊費用等を公費で負担します（P.63参照）。

（連絡先） 各警察署総務課（係）、産婦人科

●犯人の体液等証拠採取

被害直後の場合には、婦人科において、犯人の体液等を採取しておくことで、後に告訴することとなった際に、証拠となります。ただし、入浴等してしまうと採取できない場合もあるので、すぐに受診することが重要です。

（連絡先） 各警察署刑事課又は生活安全刑事課、産婦人科（すべての病院で対応できるわけではありません）

●病院への付添い

被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に付き添いを行います。

（連絡先） 各警察署総務課（係）、島根被害者サポートセンター

●特定感染症検査

HIV抗体検査が無料・匿名でできます。

（連絡先） 各保健所

裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。

★証人出廷等の配慮

性犯罪の被害者が法廷で証言する際、状況に応じて、心理カウンセラーや親・教師などが付き添うことが認められており、民間の支援者や警察・検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。また、事案によりますが、加害者と顔を合わせないようにするため、裁判所において、遮へい措置をとったり、ビデオリンク方式による尋問を行うこともできます。さらに、公開の法廷において、被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

（連絡先） 松江地方検察庁、松江地方裁判所、島根被害者サポートセンター

精神的なショックが非常に大きく、支援者には特段の配慮が求められます。対応が困難な場合には、専門機関・団体における相談を勧めることも重要です。

（連絡先） 性犯罪110番（0120-110-267）

【配偶者からの暴力を受けた人への対応】

(特徴)

配偶者からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的な暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力が含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体の症状が現れることもあります。被害者の多くは、加害者から「お前が悪い」などと責められ続け、自信をなくし「私が悪い」「私がいらないから・・・」などと自分を責めています。

また、暴力の関係から抜け出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

(対応上の注意点)

相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

暴力の中で長い間、暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受けとめる姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。「夫の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

緊急性（安全性）を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者は怪我を負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門的機関につながります。なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人（身体暴力に限る）を発見した人は、女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）又は警察官に通報するよう努めなければなりません。患者の怪我の状態等から被害者を見出しやすい立場にある医師その他の医療関係者は、被害者を見つけたときは、その旨を通報することができます。このとき、守秘義務違反を問われることはありません。通報については、被害者の意思を尊重することになってはいますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認でき

なくても積極的に通報を行うことが必要です。

(連絡先) 各警察署生活安全課又は生活安全刑事課、女性相談センター・同西部分室(愛称:あすてらす女性相談室)、各児童相談所(女性相談窓口)、医療機関

緊急時における安全の確保及び避難が必要か検討します。

「家を出たい」「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び避難も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、女性相談センターなどの専門機関につなぎます。女性相談センターでは、一時保護や保護命令申立て、住民基本台帳の閲覧等の制限、健康保険被扶養者資格喪失等の手続について相談できます。

(連絡先) 各市町村、女性相談センター・同西部分室(愛称:あすてらす女性相談室)、各児童相談所(女性相談窓口)

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

★保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける更なる身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者に対し発する命令。

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令、退去命令と電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

- ※ **接近禁止命令**: 被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6か月間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることができる。再度の申立ても可能。
- ※ **退去命令**: 被害者と共に生活の本拠としている住居から2か月間退去すること及び、当該住所の付近をはいかいしてはならないことを命じるもの。再度の申立てができる場合もある。
- ※ **電話等禁止命令**: 被害者への面会要求や無言電話等を禁止するもの。平成19年の法改正により、接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、申し立てできるようになった。

(連絡先) 各警察署生活安全課又は生活安全刑事課、女性相談センター・同西部分室(愛称:あすてらす女性相談室)、各児童相談所(女性相談窓口)、地方裁判所

★住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置

配偶者からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、

住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、支援措置の実施を申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、女性相談センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。
(連絡先) 各市町村、各警察署生活安全課又は生活安全刑事課、女性相談センター・同西部分室(愛称:あすてらす女性相談室)、各児童相談所(女性相談窓口)

配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

●就労や能力開発に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

(連絡先) ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

★公共職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

(連絡先) ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、公共職業能力開発施設

★訓練手当

母子家庭の母等が公共職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。

(連絡先) ハローワーク

★母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供・職業紹介等一貫した就業支援サービス等を提供します。

(連絡先) (財)島根県母子会連合会

★母子自立支援プログラム策定等事業

児童扶養手当を受給している方等の生活の自立を支援するため、専門の相談員が一人一人の状況に応じてプログラムを一緒になってつくり、ハローワーク等の関係機関と連携して、就業に結びつくよう支援します。

(連絡先) (財)島根県母子会連合会、浜田市、安来市、雲南市

★児童扶養手当

離婚、死亡、遺棄等の理由で、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護・養育する母又は父(父の場合は生計同一に限る)又は養育者に対して支給します。

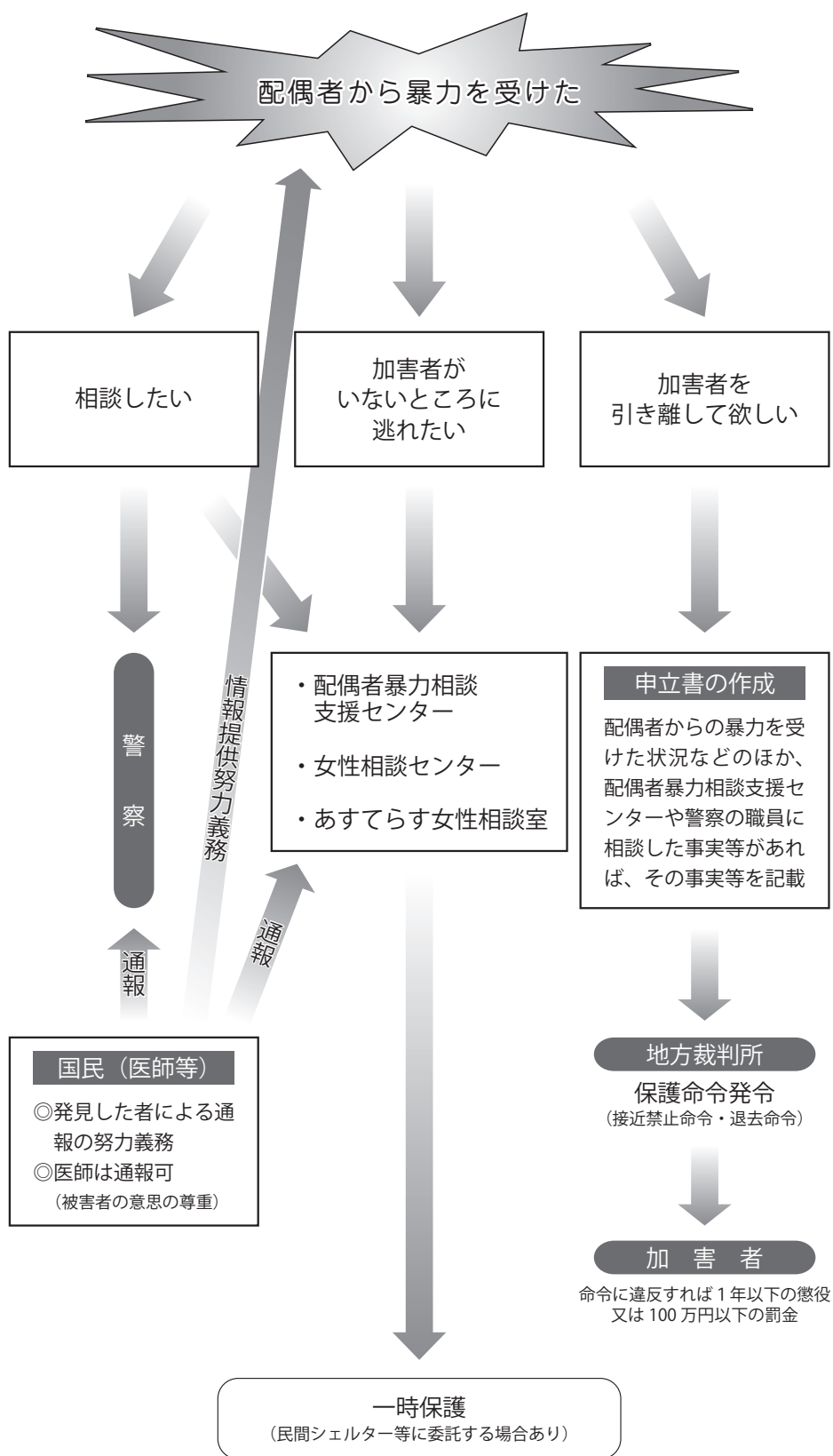
(連絡先) 各市町村

★母子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の修学に必要な資金などの貸付けを行います。

(連絡先) 各市町村

<配偶者からの暴力被害イメージ図>



【ストーカー被害に遭った人への対応】

(特徴)

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」と「ストーカー行為」です。「つきまとい等」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

- | | |
|----------------------|----------------|
| ① つきまとい、待ち伏せ、押しかけ | ② 監視していると告げる行為 |
| ③ 面会、交際の要求 | ④ 乱暴な言動 |
| ⑤ 無言電話、連続した電話、ファクシミリ | ⑥ 汚物などの送付 |
| ⑦ 名誉を傷つける | ⑧ 性的羞恥心の侵害 |

を行うことをいいます。ストーカー行為は「つきまとい等」を繰り返して行うことをいいます。加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

(対応上の注意点)

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- ・被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
- ・相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
- ・相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
- ・電話の会話内容をメモ、又は録音する
- ・相手が残したメモや贈り物の状況を撮影する

(連絡先) 各警察署生活安全課又は生活安全刑事課

ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

★警察からの警告、告訴

被害者が警察に申出書を提出することにより、警察から加害者への「警告」を行うことができます。警告を無視してつきまとい等が続けると、公安委員会から「禁止命令」を出すことができます。また、「警告」の申出以外にも、警察に「告訴」を行って、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方の処罰を求めることができます。

(連絡先) 各警察署生活安全課又は生活安全刑事課

★住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置 (再掲)

ストーカー被害から逃れるために転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在地

を突き止めることを防ぐため、住民票や戸籍の付票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付しないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先) 各市町村、各警察署生活安全課又は生活安全刑事課

●無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイ(電話に出る前に相手方の電話番号を確認することができるシステム)や、ナンバーリクエスト(電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム)、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

(連絡先) NTT、その他の電話会社

★防犯グッズ等の活用

再被害防止のため、防犯ブザーを貸し出しています。

(連絡先) 各警察署

【虐待された子どもへの対応】

(特徴)

児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」により保護者による子ども(18歳未満)に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢(ネグレクト)、心理的虐待を行うこととされています。児童虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、子どもの心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSDが生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響は子どもの人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなることもあります。また、落ち着きがなくなったり、非行などにつながる場合もあります。被害を受けた子どもに適切な対処がなされない場合などには、本人が親となった時に自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。

児童虐待は何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

(対応上の注意点)

児童虐待を発見した場合、または、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに市町村、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません(児童虐待の防止等に関する法律第6条)。

たとえ、子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに児童相談所等に通告し、子ども、家族にどのような関わりをしたら良いか、子どもや親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談し、対応することが大切です。なお、通告を受けた機関は通告した者を特定されるものを漏らしてはならないとされています(児童虐待の防止等に関する法律第7条)。

・子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り子どもにとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、児童相談所等に通告し対応を協議してください。

・虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話に傾聴しながらも、子どもが抱えているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに児童相談所等に通告してください。

(連絡先) 各市町村、各児童相談所

～守秘義務について～

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待防止法第6条第3項は、「刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

子どもが大けがをしているなど、児童相談所に通告しては生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

(連絡先) 各警察署、各消防署

通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。

・調査

通告先機関は通告受理後、速やかに子どもや家族について調査を行います。

子どもの置かれているリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、児童相談所によって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に対し子どもへの通信・面会が制限されます。

・在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援、見守り等が実施されます。

・親子分離が必要な場合

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われる場合があります。ただし、保護者等との面接で再び親子がともに生活できると判断された場合には、親子再統合に向けた支援が行われます。

※これらの取組は市町村が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会⁶等を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

通告後は、通告者には以下のような役割が求められています

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子どもと家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

～親権者の懲戒権と子ども虐待の関係～

親権の中の1つとして民法第822条第1項には「懲戒権」が規定されており、しばしば「子どもをしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子どもを叱るのに殴って当たり前だろう」などと虐待を「しつけ」と主張する親は未だに少なくありません。

しかし、児童虐待防止法第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した子ども虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

⁶ 児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。「協議会」の目的は「要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」とされています。

第3章 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携

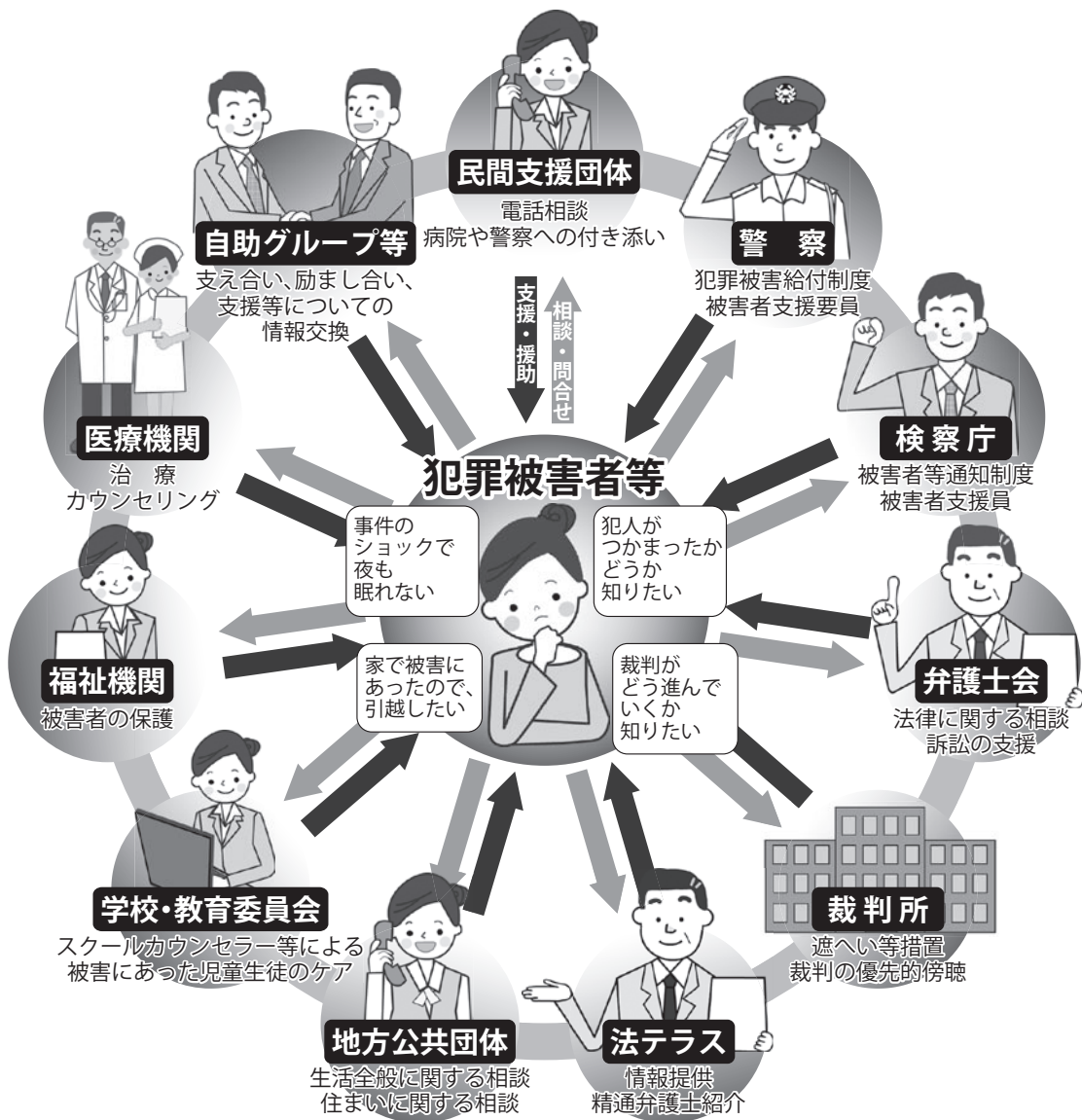
1 関係機関・団体の連携の必要性

犯罪被害者等の抱える問題は様々であり、ニーズに応じて、他の機関・団体と連携・協働して問題に取り組むことが重要です。

また、犯罪そのものも多様であり、自機関・団体では対応しきれない被害者等が相談に訪れることもあります。そうした場合であっても、より適切な他機関・団体との連携を図ることで、支援につなげていくことが望まれます。

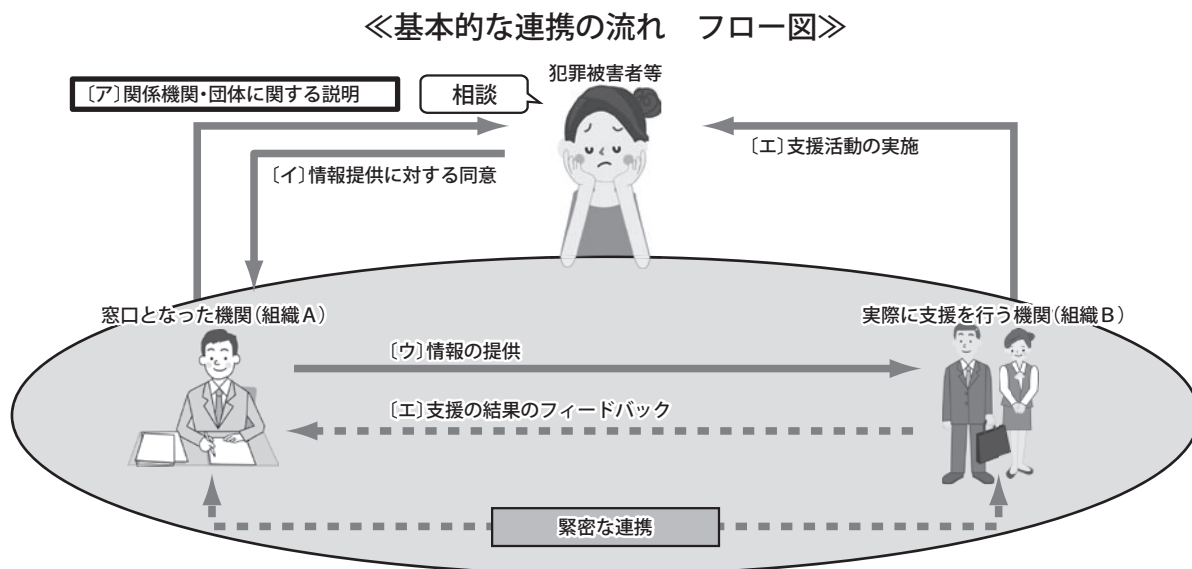
各機関・団体の関わりが、今までの支援経過の延長線上で続いていくような“途切れない支援”が求められています。

《犯罪被害者等のニーズに対応する「途切れない支援」のための連携図（イメージ）》



2 関係機関・団体の連携の実際

(1) 基本的な連携の流れ



ア 関係機関・団体に関する説明

犯罪被害者等から相談を受けた機関・団体（組織A）は、相談内容に応じて、対応し得る機関・団体やその支援概要等について説明をします。

《犯罪被害者等に対して最低限伝えるべき情報》

- ・ 組織の概要（組織形態、業務内容）
- ・ 行っている支援の概要（犯罪被害者等に特化した支援か否かを含む）
- ・ 連絡先（名称、住所、電話番号）
- ・ 受付時間

イ 犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

犯罪被害者等が、実際に他の機関・団体（組織B）を利用することを決めたら、面接相談の場合には、組織Aから組織Bへの紹介（連絡）を希望するか否か確認します。その際には、事前に連絡をしておくことで、実際に犯罪被害者等が組織Bに相談に行った際に、よりスムーズな対応を受けられること、被害について一から話す負担を軽減できることといった利点を説明します。また、犯罪被害者等から入手した情報については、組織B以外には伝えないこと、組織には守秘義務があること、情報は支援目的以外には使用しないことを説明します。

犯罪被害者等が、事前連絡を希望したら、以下の項目のうち、組織Bに伝達して良い情報を確認し、伝達について同意を得ます。また、犯罪被害者等と組織Bとの連絡方法（例、犯罪被害者等から組織B（担当者名を伝えることが可能な場合は担当者）に電話

をする)について確認し、犯罪被害者等が安心して、確実に組織Bと連絡がとれるよう、配慮することが重要です。

なお、以下の項目は、連携の際に伝達すると有効と考えられる犯罪被害者等の情報について、大まかに整理したものです。これはあくまで例示ですので、無理に聞き出す必要はありません。犯罪被害者等の意思を尊重してください。

《最低限伝えるべき情報》

- ・ 氏名、性別、被害当事者との関係
- ・ 電話番号
- ・ 犯罪等被害の概要
- ・ 希望する支援の内容

《状況に応じて伝えるべき情報》

- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 犯罪被害発生日
- ・ 被害の程度、障害の有無
- ・ 紹介元機関・団体で受けた支援の内容
- ・ これまで相談に行った機関・団体と受けた支援の内容

ウ 犯罪被害者等に関する情報の提供等

組織Bに連絡をし、犯罪被害者等への支援を行っていくために組織Bでの対応が必要であることを伝え、理解を得た上で、犯罪被害者等の同意を得た情報を、組織Bに伝達します。

(※伝達方法については、「関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式」参照)

その際、組織Bにおいて、事前に犯罪被害者等に伝えて欲しい追加情報があれば、組織Aに連絡します。

犯罪被害者等に対し、情報の伝達を行ったことを伝え、組織Bに関する追加情報があれば、それを伝えます。

また、組織Bにおいて、犯罪被害者等の状況を正確に把握するため、あらためて詳細な説明が求められる場合があることを説明します。さらに、組織Bにおいて、支援が受けられない可能性も考えられますので、組織Bでの支援について確約するような説明は避けてください。また、犯罪被害者等が組織Bに望んでいた支援と異なる場合には、組織Aに再度相談できることを伝えます。

エ 支援活動の実施

組織Bでは、組織Aからの情報を参考にし、犯罪被害者等に対応します。また、必要に応じて、対応結果について、組織Aにフィードバックをします。

オ より緊密な連携

問題が複雑な場合には、関係機関・団体の担当者が集まり、共に支援を行うことが重要です。例えば、犯罪被害者等の状況に応じて、組織Aの支援者が犯罪被害者等と組織Bに直接出向き、対面で情報提供と役割分担あるいは引継ぎを行う事が考えられます。

また、中長期的にチームで対応していく場合には、定期的にカンファレンスを開くなどし、犯罪被害者等の状況や今後の見通し等について、個人情報の取扱いに注意した上で情報を共有し、検討しておくことも有効です。特に、各機関・団体がいつまで支援を継続できるかはしばしば問題になります。「途切れのない支援」を行うためには、短期及び中長期的な視点を組み込んだ支援計画を立てることが重要です。

関係機関・団体においては、犯罪被害者等のための支援であることを常に念頭に置き、犯罪被害者等を中心とした支援体制になるように心掛ける必要があります。専門家・支援者が良かれと思って一方的に支援を進めることがないように留意してください。

(2) 連携の際の留意点

ア 犯罪被害者等の心情への配慮

自機関・団体に、相談内容に適した事業がなく、他機関・団体を紹介する場合には、その旨を丁寧に説明し、犯罪被害者等が「たらい回しにされた」と感じるようなことがないように努めてください。「たらい回しにされた」というような印象を与えることは、犯罪被害者等の心を傷つける上に、自機関への信頼を損ねることにつながります。

場合によっては、犯罪被害者等支援の関係機関・団体全体への信頼感を損ね、支援者とのかかわりを犯罪被害者等が望まなくなる場合もあります。

イ 情報管理の徹底

機関・団体同士で犯罪被害者等の個人情報について伝達する際には、必ず犯罪被害者等の同意を得るとともに、口頭の場合には周囲に聞こえないようにする、ファックスの場合には誤送信を防ぐため短縮ダイヤル等を利用する、Eメールの場合にはパスワードを付す、被害者等の実名の記載は避けて、アルファベットのイニシャルのみにするなど工夫をするなどし、絶対に情報が流出することのないように注意してください。不安の強い犯罪被害者等の場合は、目の前で関係機関に電話したり、書簡で情報伝達する際には書類に目を通してもらうなど、当事者が確認し、安心できる手続を踏みましょう。

ウ 相互理解・信頼関係構築の必要性

関係機関・団体においては、まずは、互いの支援内容、活動目的等を理解し合うことが重要です。互いの役割をよく理解していないと、相談に内容に応じた適切な機関・団体を選択できないばかりでなく、連携の目的について共通理解が得られず、連携が容易に進まない、といったことにもなりかねません。

日頃から、事例検討や情報交換を通して、担当者同士が関係を密にしておくことが重要です。

エ 正確な情報提供

他機関・団体の情報を犯罪被害者等に伝達する場合には、正確な情報を伝えるとともに、支援の詳細は直接相談してみなければわからないことを伝えてください。不用意に曖昧な情報を伝えることは、犯罪被害者等を混乱させたり、期待していた支援を受けることができず、後に落胆させてしまう結果となります。当該犯罪被害者等が必要とする支援を自機関・団体で行っていないこと、他機関・団体に尋ねることがよいと思われること、希望があれば、その機関・団体を案内することについて、事務的な印象を与えないよう十分配慮しながら伝えることが重要です。

(3) 連携の際の留意点

ア 「犯罪被害申告票」（犯罪被害者等から要望があった場合）

犯罪被害者等は支援を求めるたびに、その都度、自らの被害について説明するのは精神的にも辛く、大きなストレスとなり、それ自体が二次的被害となって、支援を求めることについて精神的な負担を感じるようになります。

「犯罪被害申告票」とは、そういった精神的負担を軽減して、スムーズな支援を受けられることができるように、被害者等が自ら記載し、支援を受ける関係機関・団体に提示しようとするものです。これによって関係機関・団体は、来訪者の申告する犯罪をスムーズに把握し、その後の対応の参考にすることになりますが、関係機関・団体が求める犯罪被害者等の説明に代えるものではありません。

なお、同申告票は犯罪被害者等がその責任に基づいて記載し、関係機関・団体において支援を受ける際に携行し、提示するものであり、関係機関・団体においては、提示された申告票を受理し、管理はいたしません。

以上の趣旨から、犯罪被害者等が「犯罪被害申告票」を要求した場合は、提供してください。

イ 「犯罪被害者等支援引継書」

（関係機関・団体への橋渡しに際し、犯罪被害者等の同意があった場合）

犯罪被害者等の情報は、個人情報保護の要請が非常に強く、また、伝達すべき情報の内容も、正確性が確保されるものに限定しないと、かえってその後の支援の妨げとなります。

そこで、紹介元機関・団体から紹介先機関・団体への「橋渡し」に際して、犯罪被害者の同意を得た上で、紹介元および紹介先の双方が共有すべき犯罪被害者等支援に関する情報の内容について、最低限伝達が必要な事項を状況に応じて伝達することが、スムーズな「橋渡し」による途切れない支援に結びつくこととなります。

したがって、同書の作成に当たっては、個人情報保護の基本原則に抵触しないように、犯罪被害者等の同意を得た上で作成し、適切に継続した支援を受けられるよう配慮することが大切です。

「犯罪被害申告票」の書式

被害の概要、相談に関する要望は次のとおりです。

概	被害発生日	年 月 日
	被害の種類	<input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	被害当事者との関係	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	被害発生場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他（ ）
要	その他	被害の概要についてお話ししたいことがあればご自由にお書きください。

概	<input type="checkbox"/> 総合的に相談したい			
	<input type="checkbox"/> 医療相談	<input type="checkbox"/> 精神的ケア	<input type="checkbox"/> 就職相談	<input type="checkbox"/> 住居相談
	<input type="checkbox"/> 経済的支援	<input type="checkbox"/> 子育て相談	<input type="checkbox"/> 福祉相談	<input type="checkbox"/> マスコミ対応
	<input type="checkbox"/> 捜査・刑事裁判に関する事	<input type="checkbox"/> 損害賠償等の法律相談	<input type="checkbox"/> 加害者の情報提供	
	<input type="checkbox"/> 総合的に相談したい			
要	特記事項（相談にあたって配慮してほしいことなど）			

関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式

受理年月日	平成 年 月 日
相談者の氏名等	氏名： 生年月日： 年 月 日 性別：男・女
	連絡先：電話 () 住所 メールアドレス
	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族(続柄) <input type="checkbox"/> その他()
加害者の氏名等	氏名： 年齢： 歳 性別：男・女 住所： 電話：
犯罪等被害の概要 ※犯罪被害者等からの 申告を基に記載	被害発生日時： 年 月 日 時頃
	被害発生場所： <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他()
	被害の種類： <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他()
当該被害による 心身の状態	通院歴： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	通院状況： <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終止 後遺障害： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 具体的状況(傷害や後遺障害の程度)：
犯罪被害者等の要望 ※犯罪被害者等からの 申告を基に記載	
自機関・団体で実施 した支援の内容	
これまで受けた 支援内容等	支援の有無： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	相談日： 年 月頃、相談機関・団体名： 受けた支援の概要：
紹介先担当部署 紹介先連絡先	
備考	
情報提供について の同意確認欄	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに同意します。 署名又は同意確認記述 <input type="text"/> (署名不可の場合は「同意する」旨直筆で記入)
電話相談等の場合 ※非通知の場合はその旨記入	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに 電話 () から、 年 月 日 時 分同意を得た。
連絡年月日	平成 年 月 日
担当部署 連絡先	

※ 紹介元機関・団体において、犯罪被害者等の要望、紹介先機関・団体の情報管理等を踏まえ、個別の事案に即して判断し、記入できる範囲で記入すること。ただし、太字の項目については、最低限伝えることが望ましい。

第4章 ニーズに応じた解決手段

ここでは、よくある相談内容と、それに対応し得る代表的な支援・制度を記載します。

支援や制度には対象要件等があるため、すべての人が対象とならない場合や、すべての地域に該当しない場合等がありますので、詳細については、必ず関係窓口にお問い合わせください。

注) ●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

1 総合的相談

犯罪被害に遭い、どうしてよいのかわからない、どこに相談してよいかわからない多くの課題、問題がありすぎて、何から相談してよいのかわからない。

まずは、総合相談窓口でよく話を聞き、相談内容を整理した上で適切な窓口を教示する。

●各種総合相談窓口

犯罪被害者支援の知識や経験を持った支援者が、課題、問題の整理から相談に応じます。

(連絡先) 島根県犯罪被害者等支援総合窓口、各市町村の犯罪被害者支援担当課、各警察署総務課(係)、法テラス、島根被害者サポートセンター

2 心身の不調

精神的につらい、体調が悪い。

●受診相談、悩み相談

心身の健康問題について話を聴き、必要に応じて、医療機関の紹介などを行います。機関・団体によっては、心理学や精神医学等の専門知識を持った支援者が対応します。

(連絡先) 精神保健福祉センター、各市町村保健センター、各保健所、各警察署総務課(係)、島根被害者サポートセンター

被害に遭った人同士で気持ちを共有したい。

●自助グループへの参加

犯罪被害者等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことができます。

(連絡先) 島根被害者サポートセンター、健康保健福祉センター

3 生活上の問題

(1) 仕事上の困難

職場で不合理な対応にあった。

●労働問題に関する相談

専門の相談員が、解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じます。

(連絡先) 島根労働局、島根県商工労働部雇用政策課

★労働争議の調整

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家が、労働関係に関する紛争解決のためのあっせんなどを行います。

(連絡先) 島根労働局、島根労働委員会

働かなければならないが、就職先が見つからない。

●就労や能力開発に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

(連絡先) ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

★公共職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

(連絡先) ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、島根県立高等技術校

★訓練手当

母子家庭の母等が公共職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。

(連絡先) ハローワーク

★母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供・職業紹介等一貫した就業支援サービス等を行っています。

(連絡先) (財)島根県母子会連合会

★母子自立支援プログラム策定等事業

児童扶養手当を受給している方等の生活の自立を支援するため、専門の相談員がひとりひとりの状況に応じてプログラムを一緒になってつくり、ハローワーク等の関係機関と連携して、就業に結びつくよう支援します。

(連絡先) (財)島根県母子会連合会、浜田市、安来市、雲南市

資格を取得し、スキルアップを図りたい。

★高等技能訓練促進費

母子家庭の母が看護師等の経済的に効果的な資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合に、修業の一定期間について、毎月定額を支給するとともに、養成機関への入学時の負担を軽減するため、入学支援修了一時金を支給します。

(連絡先) 各市町村、福祉事務所

★自立支援教育訓練給付金

経済的自立のためにあらかじめ指定した職業能力開発講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(連絡先) 各市町村

(2) 不本意な転居など住居の問題

一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある。

★犯罪直後における一時避難場所の確保

自宅が犯罪被害場所となったことから、自宅への立入りを禁止又は破壊、汚損等により事件発生直後から自宅に居住することが困難な状態となった場合及び精神的な二次的被害を与えるおそれがある場合に、犯罪被害者及び家族に対し、一時的に避難するための宿泊場所を提供します。

(連絡先) 警察本部広報県民課・各警察署総務課(係)

転居する必要があるが、経済的に苦しい。

★公営住宅への優先入居

犯罪行為により、従前の住宅に住めなくなった一定の収入以下の方については、公営住宅の公開抽選の際に一般の入居申込者に比べ有利となります。

(連絡先) 鳥根県犯罪被害者総合窓口、各市町村

(3) 経済的な困窮(問題)

犯罪被害に遭ったことに対して、金銭的援助を受けたい。

★犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、精神的打撃、医療費や休業等による経済的打撃の緩和を図るために、一時金を支給します。

(連絡先) 警察本部広報県民課・各警察署総務課(係)

★労災保険給付

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行います。

(連絡先) 労働基準監督署

★災害共済給付

小学校・中学校等の義務教育諸学校の管理下における児童又は生徒の災害につき、センターと学校の設置者との契約により、医療費、見舞金を支給します。

(連絡先) 独立行政法人日本スポーツ振興センター

医療費の負担を軽くしたい。

★高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払戻しをします。

(連絡先) 事業主、全国健康保険協会の支部、健康保険組合(組合健保)、各市町村(国民健康保険)、各種共済保険(共済組合)、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★高額療養費の貸付(立替)制度

当座の医療費の支払いに困る場合、高額療養費の貸付(立替)を行います。

(連絡先) 窓口は高額療養費制度と同じ

★医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。

(連絡先) 各税務署

★自立支援医療費支給制度

精神通院医療、育成医療(身体上の障がい・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童)、更生医療(身体障害者手帳を持っており障がいを回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方)にかかる費用の自己負担額上限が原則として1割になります。

(連絡先) 各市町村、保健所、通院している医療機関

★乳幼児医療費助成

乳幼児や小学生などの児童が医療保険による診察を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

(連絡先) 各市町村

★福祉医療費助成

重度心身障がい者、ひとり親家庭の父・母及び児童が、医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額について助成を受けることができます。

(連絡先) 各市町村

生活資金に困っている。

★生活福祉資金貸付制度

生活や就業時に必要な資金(生活福祉資金)を低利で貸し付けます。離職者支援資金や災害援護資金、一時的に生活の維持が困難となった場合に貸し付ける緊急小口資金があります。修学資金や療養・介護資金は無利子となります。

(連絡先) 各市町村、社会福祉協議会

★児童扶養手当

離婚、死亡、遺棄等の理由で、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護・養育する母

又は父（父の場合は生計同一に限る）又は養育者に対して支給します。

（連絡先） 各市町村

★母子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の修学に必要な資金などの貸付けを行います。

（連絡先） 各市町村

★寡婦（寡夫）控除

配偶者と死別又は離婚をした後、婚姻をしていないか、配偶者の生死が不明な方で、生計を同じにする子などがおり、合計所得金額が一定額以下の方に、一定額が所得控除されます。

（連絡先） 各税務署

子育てに係る費用の負担を軽くしたい。

★要保護及び準要保護児童生徒援助費

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

（連絡先） 各市町村

★私立幼稚園就園奨励費補助

私立幼稚園に就園している幼児（3～5歳児）を持つ世帯の経済的な負担を軽減するため、入園料や保育料の一部を補助します。

（連絡先） 各市町村

★公立幼稚園保育料減免

保育料の納入が困難な保護者に対して減免します。

（連絡先） 各市町村

(4) 子育てに伴う問題（経済的支援以外）

子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい。

●子育てに関する相談

犯罪被害を直接体験したり、間接的な影響を受けたことで様々な養育上の問題が生じている場合、子どもの相談に乗ったり、専門の機関・団体を紹介したりします。

（連絡先） 各市町村、児童相談所、児童家庭支援センター

★子育てのサポート

保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり、保育施設までの送迎等で困った時にサポートを利用できます。

（連絡先） 各市町村、ファミリーサポートセンター

子どもを預けたい。

★一時預かり

様々な事情により子どもを育てることができない場合、生活時間帯に応じて子どもを預けることができます。

(連絡先) 各市町村

★トワイライトステイ、ショートステイ

保護者の帰宅が遅くなるなど夕方以降の時間帯に子どもを養護したり、様々な事情により、家庭での養育が困難となった場合、一時的に子どもを預かります。

また、養育困難が長期にわたる場合など、乳児院等への入所について、児童相談所に相談することもできます。

(連絡先) 各市町村、児童相談所

(5) 福祉全般

どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続を教えてほしい。

●福祉に関する相談

生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障害者等いろいろな問題を持っている方々の福祉の相談に応じます。

(連絡先) 各市町村(福祉事務所)、地域包括支援センター、社会福祉協議会

(6) 報道に関すること

マスコミの取材にどう対応していいかわからない。

●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先) 警察本部広報県民課・各警察署総務課(係)、法テラス

★異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構(BPO)」に、雑誌の人権侵害に関しては「雑誌人権ボックス」に異議申立てすることができます。

(連絡先) 放送倫理・番組向上機構 電話 03-5212-7333

ファックス 03-5212-7330

雑誌人権ボックス ファックス 03-3291-1220

法テラス(P.67参照)

4 加害者に関すること

また被害に遭わないか不安を感じる。

★警察官による被害者訪問・連絡活動

犯罪被害者等を訪問し、被害の回復や拡大防止等に関する情報の提供、防犯上の指導連絡、警察に対する要望等の聴取、被害者等からの相談への対応などを行います。

(連絡先) 各警察署総務課(係)

★再被害防止のための警戒、情報提供等

同じ加害者からの再被害を未然の防止するため、犯罪被害者等との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて身辺警戒やパトロールの強化、携帯電話、緊急通報装置の貸し出しなどを行います。

(連絡先) 各警察署総務課(係)

★再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度(後述)とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(連絡先) 検察庁

加害者がどうなったのか知りたい。

★被害者連絡制度

捜査員等が、捜査の状況や犯人に関する情報(逮捕、処分等)を捜査に支障がない範囲でお知らせします。

(連絡先) 警察署、海上保安部、海上保安署

★被害者等通知制度

刑事事件の処理結果や有罪判決確定後の加害者の処遇状況等をお知らせします。少年事件についても同様の制度があります。

検察庁、矯正管区、少年鑑別所、少年院、地方更生保護委員会、保護観察所

●確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書を閲覧することができます。

(連絡先) 検察庁、法テラス

★不起訴記録の閲覧

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧できることがあります。

(連絡先) 検察庁、法テラス

★公判記録(起訴された事件の同種余罪の被害を含む)・少年保護事件の記録の閲覧・コピー

(連絡先) 裁判所、検察庁、法テラス

★少年審判傍聴制度、審判状況の説明、審判結果の通知

(連絡先) 家庭裁判所、法テラス

加害者の処分について意見を言いたい、被害に関する気持ちを伝えたい。

★意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。
(連絡先) 検察庁、(少年事件につき) 家庭裁判所、法テラス

★刑事裁判への参加 (被害者参加制度)

公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。

(連絡先) 検察庁、法テラス

●刑事施設に入所中の加害者との外部交通に関する相談

加害者である被収容者との面会や通信に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行います。

(連絡先) 矯正管区、刑事施設

★意見等聴取制度

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院に関する意見や、被害に関する心情等を述べるすることができます。

(連絡先) 地方更生保護委員会、保護観察所

★心情等伝達制度

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見等を聞き、保護観察中の加害者に伝えます。

(連絡先) 保護観察所

5 捜査、裁判に伴う問題

法的なアドバイスが欲しい。

●各種相談窓口

司法に関する様々な相談に応じます。

(連絡先) 法テラス (相談窓口や法制度を紹介するほか、資力などについて一定の要件に該当する方は、無料法律相談 (予約制) を行っています。) 島根県弁護士会、検察庁

●犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

弁護士に相談したいが、知っている弁護士がいない、どこに頼んでよいかわからないという場合に、個々の状況に応じて、弁護士を紹介します。弁護士費用が心配な場合、経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託援助の制度を利用できます。

(連絡先) 法テラス

警察署・検察庁・裁判所に赴く事に不安を感じる。

●付添い

警察の事情聴取や届出、検察庁での事情聴取や相談、刑事裁判・少年審判の傍聴証言や意見陳述の出廷の際に支援者が付き添います。

(連絡先) 島根被害者サポートセンター、検察庁(法廷のみ)、法テラス、(少年事件につき) 家庭裁判所

事件や加害者に関する情報を知りたい。

★被害者連絡制度

捜査員等が、捜査の状況や犯人に関する情報(逮捕、処分等)を捜査に支障がない範囲でお知らせします。

(連絡先) 警察署、海上保安部、海上保安署

★被害者等通知制度

刑事事件の処理結果や有罪判決確定後の加害者の処遇状況等をお知らせします。少年事件についても同様の制度があります。

(連絡先) 検察庁、矯正管区、少年鑑別所、少年院、地方更生保護委員会、保護観察所

★公判記録の閲覧・コピー(起訴された事件の同種余罪の被害を受けた場合を含む)・少年保護事件の記録の閲覧・コピー

公判記録を閲覧したり、コピーを取ったりすることができます。少年事件についても同様の制度があります。

(連絡先) 地方裁判所・簡易裁判所、検察庁、(少年事件につき) 家庭裁判所、法テラス

★確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や判決書を閲覧することができます。

(連絡先) 検察庁、法テラス

★不起訴記録の閲覧

不起訴記録は原則として閲覧できませんが、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧できることがあります。

(連絡先) 検察庁、法テラス

★少年審判傍聴制度

一定の重大事件については少年審判の傍聴ができます。

(連絡先) 家庭裁判所、法テラス

★審判状況の説明

少年事件の審判期日における審判の状況について、家庭裁判所から説明を受けることができます。

(連絡先) 家庭裁判所、法テラス

★審判結果の通知

少年に対する処分結果等の通知を受け取ることができます。

(連絡先) 家庭裁判所

刑事手続等に参加したい。

★意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

(連絡先) 検察庁、(少年事件につき) 家庭裁判所、法テラス

★刑事裁判への参加 (被害者参加制度)

公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べるすることができます。

(連絡先) 検察庁、法テラス

刑事手続に関して弁護士に援助してほしい。

★日弁連委託援助業務としての犯罪被害者法律援助

日本弁護士連合会(日弁連)が法テラスに業務委託している犯罪被害者法律援助制度で、一定の犯罪被害者等を対象に、被害届の提出、告訴・告発、事情聴取、マスコミへの対応など、刑事手続、少年審判についての手続、行政手続に関する援助を行う弁護士費用を援助します。

(連絡先) 法テラス

★被害者参加弁護士の報酬等を国が負担する制度

資力等の一定の要件に該当する被害者参加人は、国費により、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士(被害者参加弁護士)を選定することを、(法テラスを経由し)裁判所に対して請求することができます。

(連絡先) 法テラス

損害賠償請求等をしたい。

●法律相談

民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が一部無料で法律相談を行います。

(連絡先) 島根県弁護士会、法テラス(民事法律扶助制度を利用すると無料)

★民事法律扶助

損害賠償請求をしたいが、弁護士に相談したり、委託する費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士費用の立替を行います。損害賠償命令や保護命令の申立てについても対象となります。

(連絡先) 法テラス

★損害賠償命令制度

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

(連絡先) 地方裁判所、法テラス

★被害回復給付金支給制度

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産(犯罪被害財産)を犯人からはく奪した場合には、それを金銭化して、当該事件の被害者等に対し被害回復給付金として支給します。

(連絡先) 検察庁

★民事調停

民事に関して国家の調停機関(原則として裁判所の調停委員会)が紛争当事者を仲介し、双方の主張を調整し、その間に和解の成立を図る非公開の手続をいいます。

(連絡先) 地方裁判所

★民事裁判

一般的に私人間の具体的な生活関係に現れた原告対被告の対立する紛争につき、裁判所が法的判断を与えて解決を図ること、または、その裁判をすることをいいます。

(連絡先) 地方裁判所

第5章 各機関・団体における支援業務

1 島根県

(組織の紹介)

犯罪被害者相談窓口を設け、犯罪被害者等への相談業務を行っています。また、国・地方公共団体やその他の関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、関係機関・団体との連絡、調整を行っています。

相談窓口

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、犯罪被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

(専門窓口) ○島根県犯罪被害者等支援総合窓口

0852-28-7830

島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター

※月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝日、年末年始を除く)

*ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/>

E-mail kanso@pref.shimane.lg.jp

犯罪被害者等の公営住宅の優先入居

(支援概要)

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等が県営住宅の入居募集に応募した場合に、当選率を「一般世帯」の2倍にします。

(専門窓口) ○県営住宅の入居相談

土木部建築住宅課 0852-22-5485

島根県殿町8番地 県庁南庁舎

※月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土日・祝日を除く)

○管理事務所 (申込先)

島根県住宅供給公社 (松江) 0852-22-3400

〃 (出雲) 0853-23-1591

〃 (浜田) 0855-25-0535

〃 (益田) 0856-31-1530

西ノ島町地域振興課 08514-6-0106

隠岐支庁県土整備局建築部 08512-2-9728

※月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土日・祝日を除く)

2 各市町村

(組織の紹介)

犯罪被害者等支援の各種相談窓口を設置し、犯罪被害者等への相談業務、被害者支援に関する情報提供、住民の理解増進のための広報・啓発などの取組を行っています。

なお、市町村によっては実施していない事業がありますので、詳細は各市町村にお問い合わせください。

相談業務

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、犯罪被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

傷害（遺族）支援金の支給

(支援概要)

犯罪行為により傷害を受けた人又は不慮の死を遂げた人の遺族に対し傷害（遺族）支援金を支給します。

※診断書、死体検案書料等に要する費用は有料です。

(対象要件等)

- ・全治2週間以上の傷害を受けた被害者本人
- ・亡くなられた被害者の第一順位遺族

ただし、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過した時は支給されません。

遺族基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を支えられていた妻や子がいる場合に支給します。

(対象要件等)

- 1 被保険者が死亡したとき、又は被保険者であった方で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が死亡したときに、死亡した被保険者の保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上あること。
- 2 死亡した方に維持されていた18歳に達した年度の年度末までの子、又は1、2級の障がいがある20歳未満の子、あるいは、その子と生計を同一にしており、死亡した方に生計を維持されていた妻であること。

障害基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障がいが残った場合などに一定額

を支給します。身体的な障がいのみならず、精神的な障がいについても支給できる可能性があります。

(対象要件等)

- 1 病気やけがの初診日に被保険者である方や被保険者であった方で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が以下の要件に該当していること。
 - ・初診日から1年6か月を経過した日又はその期間内に傷病が治った日に1、2級の障害の状態にあるとき。
 - ・保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上あること。
- 2 初診日が20歳前にある場合は、20歳になったときに1、2級の障がいの状態にあること。

特別障害者手当

(支援概要) (対象要件等)

精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

身体障害者手帳の交付

(支援概要)

身体に障がいのある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。手帳の取得により、更生援護施設への入(通)所、居宅介護の給付、更生医療の給付、補装具の交付及び修理、重度心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、在宅手当の給付、各種税の減免及び控除、運賃の割引などのサービスが障がいの程度に応じて受けられます。

※診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

- ・視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいがある方

精神障害者保健福祉手帳の交付

(支援概要)

精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、自立支援医療費支給制度申請の簡素化、各種税の減免及び控除、公共施設(県)の使用料等の免除、NHK受信料の減免、携帯電話料金の割引などが受けられます。

※診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

- ・統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病、発達障害及びその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方

療育手帳の交付

(支援概要)

知的の障がいがある方本人又は保護者の申請により、児童相談所又は心と体の相談センターが面接等により判定し、手帳を交付しています。

手帳の取得により公共交通機関運賃の割引、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引などを受けたり、障がいの程度に応じた各種の福祉サービスを利用したりできます。

(対象要件等)

- ・発達期（概ね18才まで）に何らかの原因で知的な障がいがあった方が対象になります。

診断書料の補助

(支援概要)

身体障害者手帳の交付申請等に必要な医師の診断書を取得するための費用の一部を補助します。補助額は、その費用の2分の1です（限度額5,000円）

※補助額以外の経費は有料です。

(対象要件等)

- ・市町村内に居住地を有する方
- ・身体障害者手帳の交付を受けようとする方
- ・補装具の交付を受けようとする方

自立支援医療費支給制度

(支援概要) (対象要件等)

障害者自立支援法に基づいて、身体・知的・精神の障がいの種類にかかわらず、市町村が福祉サービスを一元化して提供することになりました。

自立支援医療費の支給としては、精神通院医療（精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な程度の方）、育成医療（身体上の障がい・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障がいを回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担相当額上限額が原則として1割になります。ただし、所得制限があります。

※自立支援医療費以外に介護給付費、訓練等給付費があります。

乳幼児医療費助成

(支援概要)

義務教育就学前の児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額について助成を受けることができます。

(対象となる年齢などの詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせ下さい。)

福祉医療費助成

(支援概要)

重度心身障がい者、ひとり親家庭の父・母及び児童が、医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額について助成を受けることができます。

(助成対象などの詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。)

母子寡婦福祉資金貸付金

(支援概要)

母子家庭の母やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。

(対象要件等)

- ・母子家庭の母、寡婦、父母のいない児童、40歳以上の配偶者のない女子

高等技能訓練促進費等事業

(支援概要)

母子家庭の母が看護師等、経済的に効果的な資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合に、修業の一定期間について、毎月定額支給するとともに、養成機関への入学時の負担を軽減するため、入学支援修了一時金を支給します。

(対象要件等)

以下の要件にすべて該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得基準にあること
- ・修業年限2年以上の養成機関で一定の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれるもの
- ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められるもの
- ・過去に訓練促進費の支給を受けていないこと

自立支援教育訓練給付金事業

(支援概要)

経済的自立のためにあらかじめ指定した職業能力開発講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(対象要件等)

以下の要件すべてに該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得基準にあること
- ・受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- ・当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること
- ・原則過去に訓練給付金を受給していないこと

母子家庭等就業・自立支援事業

(支援概要)

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供・職業紹介等一貫した就業支援サービス等を行っています。

(対象要件等)

- ・母子家庭の母及び寡婦（夫の暴力により母と子で避難している事例等で、婚姻の実態は失われているが、やむを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）
- ・一部事業は、父子家庭の父も対象とする。

母子自立支援プログラム策定等事業

(支援概要)

児童扶養手当を受給している方等の生活の自立を支援するため、専門の相談員がひとりひとりの状況に応じたプログラムを一緒になってつくり、ハローワーク等の関係機関と連携して就業に結びつくよう支援します。

(対象要件等)

- ・原則、児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象外としています。

子ども手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を養育している方に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

- ・市町村内に住所があり、中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方。
- （支給対象などの詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。）

児童扶養手当

(支援概要)

父又は母と生計を同じくしていない児童を監護する母又は父（父の場合は生計同一に限る）又は養育する者に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

市町村内に住所があり、次の状態にある18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり（20歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を含む）、児童を監護する母又は父（父の場合は生計同一に限る）又は養育する者

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が重度の障がいをもつ児童

- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童 など
ただし、様々な支給制限があります。
(支給対象などの詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。)

障害児福祉手当

(支援概要) (対象要件等)

精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

特別児童扶養手当

(支援概要) (対象要件等)

精神又は身体の障がいを有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母等に対し、手当を支給します。

要保護及び準要保護児童生徒援助費

(支援概要)

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

(対象要件等)

- ・市町村内に住所を有し、小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護受給者又は教育委員会がそれに準ずる保護者と認定した方

私立幼稚園就園奨励費補助

(支援概要)

私立幼稚園に就園している幼児を持つ世帯の経済的な負担を軽減するため、入園料や保育料の一部を補助します。

※住民税決定証明書に要する経費は有料です。

(対象要件等)

- ・市町村内に住所を有し、私立幼稚園に就園する3歳児・4歳児・5歳児の保護者の方

公立幼稚園保育料減免

(支援概要)

保育料の納入が困難な保護者に対して減免します。

(詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。)

一時預かり

(支援概要)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について主として昼間において、保育所等で一時的に預かります。

※利用料金は有料です。

(対象要件等)

- ・ 保護者の傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない理由で緊急・一時的に家庭における育児が困難となる児童
- ・ 保護者の育児等に伴う心理的、肉体的負担を解消する等私的理由により一時的に保育が必要となる児童

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

(支援概要)

保護者が疾病、育児疲れその他の身体上若しくは精神上の理由により家庭において児童を養護することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急・一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一時的に養育・保護を行っています。

※利用料は有料の場合があります。

(対象要件等)

以下の事由に該当する家庭の児童、母子等

- ・ 児童の保護者の疾病
- ・ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神の事由
- ・ 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- ・ 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- ・ 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

（詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。）

夜間養護等（トワイライトステイ）事業

(支援概要)

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等にその児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行います。また、宿泊できる場合もあります。

※利用料は有料の場合があります。

（詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。）

(対象要件等)

- ・ 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童

無料法律相談

(支援概要)

経済的問題で法律相談ができないということのないよう、市町村によっては民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が無料で法律相談を行っています。

(詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。)

住民票写しの交付等の制限

(支援概要)

配偶者からの暴力やストーカーから逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することができます。なお、提出を受けた市長村長は、警察等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(対象要件等)

- ・お住まいの居住地の住民基本台帳、又は戸籍の附票に記載されている方
- ・配偶者からの暴力、ストーカー行為等の被害者であり、暴力により生命又は身体に危害を受けるおそれや反復してつきまとい等を受けるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求のおそれがある方

3 警察

(組織の紹介)

公的機関として被害の届出を最初に受け取ることが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担う機関です。

被害者の手引の作成・配布

(支援概要)

刑事手続の概要、捜査へのご協力をお願い、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成・配布しています。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者や家族又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者や家族又はその遺族

(専門窓口) 警察本部警務部広報県民課 0852-26-0110

警察本部刑事部捜査第一課

警察本部交通部交通指導課

各警察署総務課(係)

各警察署刑事課又は生活安全刑事課(刑事事件関係)

各警察署交通課(交通事故関係)

被害者支援要員制度

(支援概要)

被害者支援要員が、犯罪被害者等に犯罪発生後、早期に面接し、要望の確認及びそれに基づく措置、病院等への付添い、被害回復に必要な情報提供を行い、精神的負担の軽減と早期回復を図ります。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者や家族又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者や家族又はその遺族

(専門窓口) 警察本部警務部広報県民課 0852-26-0110

各警察署総務課(係)

各警察署刑事課又は生活安全刑事課(刑事事件関係)

各警察署交通課(交通事故関係)

被害者連絡制度

(支援概要)

刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者や家族又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者や家族又はその遺族

(専門窓口) 各警察署総務課(係)

各警察署刑事課又は生活安全刑事課(刑事事件関係)

各警察署交通課(交通事故関係)

地域警察官による被害者訪問・連絡活動

(支援概要)

犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールや女性の警察官による訪問・連絡活動を行います。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者や家族又はその遺族

(専門窓口) 各警察署総務課(係)

各警察署刑事課又は生活安全刑事課

各種相談窓口

(支援概要)

住民からの各種要望及び相談に応じる窓口として、警察本部に警察相談センターを設置しています。

また、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪相談、少年相談等個別の相談窓口を設けています。

(専門窓口) 警察総合相談電話 (24時間対応)	0852-31-9110
	または #9110 (※ダイヤル式や一部のIP電話からはつながりません)
性犯罪110番 (24時間対応)	0120-110-267
ストーカー相談電話 (月～金曜日9:00～17:00)	0852-24-9110
悪質商法・環境犯罪110番 (月～金曜日8:30～17:15)	0852-27-4649
ヤングテレホン (24時間対応)	0120-786-719
覚せい剤相談電話 (24時間対応)	0852-27-4697
暴力団相談電話 (24時間対応)	0852-21-9302
暴力団離脱相談電話 (24時間対応)	0852-27-3870

カウンセリング

(支援概要)

犯罪や事故により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、精神科医や臨床心理士等によるカウンセリングを実施しています。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者や家族又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者や家族又はその遺族

(専門窓口) 各警察署総務課 (係)

各警察署刑事課又は生活安全刑事課 (刑事事件関係)

各警察署交通課 (交通事故関係)

犯罪被害給付制度

(支援概要)

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障がいを負わされた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。

給付金には、次の3種類があります。

- ・「遺族給付金」：犯罪被害者の遺族に対して、犯罪被害者の年齢や勤労による収入額に基づいて算定した額を支給
- ・「重傷病給付金」：重大な障がいや疾病を負った犯罪被害者に対して、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を支給
- ・「障害給付金」：障害等級1級～14級の障がいが残った犯罪被害者に対して、年齢や勤労による収入額に基づいて算定した額を支給

(対象要件等)

- ・亡くなられた犯罪被害者の第一順位遺族（遺族給付金）
- ・重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病）を負った犯罪被害者本人（重傷病給付金）
- ・障害等級1級～14級の障がいが残った犯罪被害者本人
ただし、他の公的給付や損害賠償を受けた場合などについては、給付金の全部または一部が支給されない場合があります。

(専門窓口) 警察本部警務部広報県民課 0852-26-0110
各警察署総務課（係）

診断書等の公費支出

(支援概要)

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書や死体検案書料の作成費用について、公費で支出しています。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者やその遺族

(専門窓口) 各警察署総務課（係）
各警察署刑事課又は生活安全刑事課

再被害防止

(支援概要)

犯罪被害者等が再び同じ加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等の措置を実施しています。

(対象要件等)

- ・再被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等

(専門窓口) 警察本部刑事部捜査第一課 0852-26-0110
各警察署刑事課又は生活安全刑事課

性犯罪被害者への支援

(支援概要)

女性警察官による捜査、性犯罪被害相談窓口の設置、証拠採取における配慮、緊急避妊等の経費負担（初診料、診断書料、検査料、投薬料（緊急避妊経費）等）等を行っています。

(専門窓口) 警察本部刑事部捜査第一課 0852-26-0110
各警察署総務課（係）
各警察署刑事課又は生活安全刑事課

被害少年への支援

(支援概要)

被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置し、専門職員等による助言・指導等を行っています。

(専門窓口) 警察本部生活安全部少年女性対策課 0852-26-0110
各警察署生活安全課又は生活安全刑事課

児童虐待への対応

(支援概要)

児童相談所等の関係機関との連携と役割分担の下で、子どもの保護に当たったり、少年補導職員等による児童のカウンセリング、保護者に対する指導等を行っています。虐待が犯罪に当たった場合は適切な事件化に努めています。

(専門窓口) 警察本部生活安全部少年女性対策課 0852-26-0110
各警察署生活安全課又は生活安全刑事課

暴力団犯罪の被害者への支援

(支援概要)

暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、暴力団への連絡や連絡先の教示、被害回復交渉についての助言、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用などの支援を行っています。

(専門窓口) 警察本部刑事部組織犯罪対策課 0852-26-0110
各警察署刑事課又は生活安全刑事課

交通事故被害者への支援

(支援概要)

交通相談窓口を設け、交通事故被害者等からの相談に応じて保険請求・損害賠償制度、被害者支援・救済制度、示談・調停・訴訟の基本的な制度、手続等の説明や各種相談窓口・被害者支援組織の紹介等を行っています。

(専門窓口) 警察本部交通部交通指導課 0852-26-0110
各警察署交通課

配偶者からの暴力事案（DV）に対する対応

(支援概要)

配偶者からの暴力事案には、裁判所が被害の申立てにより保護命令を発する際に、裁判所へ書面を提出したり、保護命令を受けた申立人に対して防犯指導等を行っています。

(専門窓口) 警察本部生活安全部少年女性対策課 0852-26-0110
各警察署生活安全課又は生活安全刑事課

ストーカー事案に対する対応

(支援概要)

つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する捜査及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置等を行っています。

(専門窓口) 警察本部生活安全部少年女性対策課 0852-26-0110
各警察署生活安全課又は生活安全刑事課

被害者等の一時避難場所の確保に係る公費負担制度

(支援概要)

自宅が犯罪の現場となり、自宅への立入禁止、破壊等により居住が困難等で、自ら居住する場所が確保できない場合には、一時避難場所として利用するホテル等での宿泊に要する経費を公費で負担します。

(専門窓口) 警察本部警務部広報県民課 0852-26-0110
各警察署総務課(係)
各警察署刑事課又は生活安全刑事課

司法解剖遺体の搬送等に関する給付金制度

(支援概要)

犯罪により司法解剖されたご遺体の搬送に関し、遺族の希望する場所まで搬送するための経費としてその距離に応じた給付金を給付します。

(専門窓口) 警察本部警務部広報県民課 0852-26-0110
各警察署総務課(係)
各警察署刑事課又は生活安全刑事課

4 海上保安庁(第八管区海上保安本部)

(組織の紹介)

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

犯罪の被害を受けた方々のための支援は、各海上保安本部署の犯罪被害者等支援主任者を中心として、事件発生直後から必要な措置をとる体制にあります。

被害者連絡制度

(支援概要)

事件担当捜査員が捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況を犯罪被害者等の方々へ連絡するとともに、犯罪被害者等が求める情報について、捜査上支障のない範囲で連絡を実施しています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

(専門窓口) 第八管区海上保安本部 0773-76-4100
境海上保安部 0859-42-2531
浜田海上保安部 0855-27-0770
隠岐海上保安署 08512-2-4999
* ホームページ 海上保安庁：<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>

犯罪被害者等支援制度

(支援概要)

各海上保安部署において、犯罪被害者等の支援を専門的に実施する犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部及び各海上保安署に配置し、事件発生直後から犯罪被害者等の方々への付添い、必要な助言、具体的な支援の説明などを行います。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

(窓口)

海上保安部又は海上保安署

解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度

(支援概要)

司法解剖後の犯罪被害者の遺体について、遺体を遺族宅まで搬送する際の費用や解剖による切開痕などを目立たないように修復するための費用を一部公費により負担しています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者の遺族

(窓口)

海上保安部又は海上保安署

その他の支援

(支援概要)

1. 犯罪被害者等の安全確保

犯罪の手口、動機、組織的背景、被疑者と犯罪被害者等との関係、被疑者の言動などの状況から犯罪被害者等に更に被害が及ぶおそれがある時は、被疑者などに当該犯罪被害者の氏名などを告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じます。

2. 女性被害者への配慮

性犯罪等に係る女性被害者の捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するために、女性海上保安官による事情聴取や付添いなどを行うこととしています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

(窓口)

海上保安部又は海上保安署
 第八管区海上保安本部 0773-76-4100
 〒624-8686 京都府舞鶴市字下福井901

5 日本司法支援センター島根地方事務所（法テラス島根）

(組織の紹介)

法テラスは、綜合法律支援法に基づいて国が設立した公的な法人です。

法テラスでは、犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、①刑事手続の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案内、③犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、④国選被害者参加弁護士の選定に関連する業務を行っています。

(法テラスの業務内容に関する問い合わせ窓口)

- ・法テラス島根（日本司法支援センター島根地方事務所）
 0503383-5500
 〒690-0884 松江市南田町60
 利用時間 平日9:00～17:00
- ・法テラス浜田法律事務所
 0503383-0026
 〒697-0022 浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6階
 利用時間 平日9:00～17:00
- ・法テラス西郷法律事務所
 0503383-5326
 〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT 隠岐ビル1階
 利用時間 平日9:00～17:00
- ・法テラス HP もご参照下さい。(http://www.houterasu.or.jp/)

サポートダイヤル（コールセンター）・犯罪被害者支援ダイヤル

(支援概要)

犯罪被害者支援や知識・経験を持った専門の担当者が、相談窓口や法制度、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介に関する情報提供を行っています。

(ナビダイヤル：電話番号) 0570-079714 (「なくことないよ」)

(利用時間) 平日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00

※固定電話であれば料金は全国どこからでも3分8.5円（税別）です。

PHS・IP 電話からは、03-6745-5601にお電話下さい。

※法テラス島根地方事務所（0503383-5500）においても情報提供しています。

(平日9:00～16:00)

※金銭の貸し借りや相続など、様々な法的トラブルについては、一般ダイヤル（0570-078374「おなやみなし」）も設け、情報提供しています。
（PHS・IP電話からは、03-6745-5600）

国選被害者参加弁護士の選定に関する業務

（支援概要）

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人からの国選被害者参加弁護士の選定請求を受けて、これを裁判所に通知するとともに、その意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務を行います。

（対象要件等）

- ・殺人、傷害、性犯罪、自動車運転過失致死傷等の被害を受けた被害者や直系親族などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方（被害者参加人）であること
- ・資力（現金・預金等）に関する基準額（150万円未満）に該当すること（3か月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除します。）

※手続きの詳細等につきましては、お気軽にお問い合わせ下さい。

（窓口）

法テラス島根（0503383-5500）

民事法律扶助業務

（支援概要）

民事裁判等手続に関する援助として、下記の対象要件等に該当した上で、①無料で法律相談を行い（原則予約制）、②弁護士費用などの立て替えを行います。

※費用は、原則として利用者の生活状況に応じて、毎月分割で償還（お支払）していただきます（無利息）。

※生活保護時給者の方がご利用の場合には、償還猶予等の制度がありますのでご相談下さい。

（対象要件等）

- ・収入等が一定額以下であること（経済的に余裕のない方を対象としています。）
- ・勝訴の見込みがないとはいえないこと（法律相談については、この条件は不要です。）
- ・民事法律扶助の趣旨に適すること

※要件の詳細等につきましては、お気軽にお問い合わせ下さい。

（窓口）

法テラス島根（0503383-5500）

日弁連委託援助業務

（支援概要）

告訴・告発、事情聴取同行、マスコミ対応、示談申入れへの対応など、刑事手続、少年審判等手続及び行政手続に関して、人権救済の観点から弁護士費用などの援助を行います。

※要した費用については、負担をしていただく場合があります。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力（DV）、ストーカー等の被害を受けた方やその家族
- ・収入等の要件に該当すること
- ・弁護士に依頼する必要性・相当性があること

(窓口)

法テラス島根（0503383-5500）

6 民間被害者支援団体（一般社団法人島根被害者サポートセンター）

(組織の紹介)

犯罪被害者等に対して、様々な支援を行っています。また、犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性などについての広報啓発活動も行っています。

(窓口)

島根被害者サポートセンター（0120-556-491）「こころのすくい」
〒690-0011 松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根2階
<http://www7.plala.or.jp/shimane-vsc/>

電話相談・面接相談

(支援概要)

相談員（被害者支援について専門的な研修を積んだ者）による継続的な相談を行っています。必要に応じ、警察や検察庁等の他の支援機関等の情報提供や紹介を行っています。

(窓口)

0120-566-491（「こころのすくい」）
利用時間 月曜～金曜 10:00～16:00（土・日・祝日を除く）

直接的支援

(支援概要)

自宅訪問、警察署・病院・検察庁・刑事裁判への付添い等を必要に応じ行っています。

自助グループへの支援

(支援概要)

同じような被害に遭われた方同士の交流場所を提供しています。同じような苦しさ、つらさを抱えた被害者同士が、語り合うことでお互いを支え合い、会合や講演会で命の大切さや体験を語っています。

(連絡先)

島根被害者サポートセンター（0120-556-491）「こころのすくい」

7 財団法人 犯罪被害救援基金

(組織の紹介)

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事業を行っています。

奨学金給与事業

(支援概要)

通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金を給与します（給与のため返済の必要はありません）。

(対象要件等)

以下の各要件に当てはまる方

- ・人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子弟
- ・犯罪被害を受けた時において、主として被害者の収入によって生計を維持していた子弟
- ・学校に在学し（大学院を除く）、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支払いが困難であると認められる子弟

(申出先) 警察本部警務部広報県民課 0852-26-0110
各警察署総務課（係）

生活の指導・相談事業

(支援概要)

犯罪により受けた精神的被害の緩和に努めています。

※通話料はかかります。

(対象要件等)

- ・奨学生、その保護者

(専門窓口)

電話相談コーナー 03-5226-1021

(窓口)

財団法人 犯罪被害救援基金

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-3-6 平河町共済ビル内

TEL 03-5226-1020 FAX 03-5226-1023

(再掲) 法テラス島根

P.67 参照

8 地方裁判所・簡易裁判所

(組織の紹介)

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に解決する民事裁判を行います。裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

裁判の優先的傍聴

(支援概要)

傍聴希望者が多い刑事事件で傍聴券が必要となった場合などにおいて、犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があったときには、優先的に傍聴席が確保されるよう配慮します。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

刑事事件の被害者の方は、原則として、刑事事件の記録の閲覧、コピーすることができます。
※閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーする場合は別にコピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

意見陳述

P.76 参照

証言する場合の不安等緩和措置

(支援概要)

事案によっては法廷で証言する際、①心理カウンセラーや民間団体の支援者、検察庁の被害者支援要員、家族、教師に付き添ってもらうこと、②被害者等と被告人・傍聴席との間について立てを置くこと、③法廷とテレビ回線で結ばれた別室からビデオリンクを通じて証言することができます。また、これらの措置は、併用されることもあります。

(申出先)

- ・ 検察官（刑事事件のみ）または事件を審理している裁判所

被害者に関する情報の保護（被害者特定事項の秘匿）

P.77 参照

刑事裁判への参加（被害者参加制度）

P.76 参照

損害賠償命令制度

(支援概要)

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。被告人に対し、有罪の言渡しがあった場合、直ちに審理が開始され、原則として4回以内の期日で審理が行われます。決定が確定したときは、確定判決と同一の効力を有することになります。

※申立手数料として収入印紙 2,000 円と、別に郵便切手が必要です。

(対象要件等)

殺人、傷害等の一定の刑事事件について

- ・ 被害者
- ・ 被害者の一般承継人（相続人など）

(申出先) 事件を審理している地方裁判所

刑事和解

(支援概要)

被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談（和解）ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している刑事裁判所に対し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。

※申立手数料として収入印紙 2,000 円が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被

害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹
(申出先) 事件を審理している裁判所

* ホームページ

○裁判所における犯罪被害者保護施策

<http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

○犯罪によって被害を受けた方へ

http://www.courts.go.jp/about/pamhlet/pdf/hanzai_higai.pdf

9 家庭裁判所

(組織の紹介)

非行少年、つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判を行います。少年審判手続では、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。また、夫婦や親子関係などの争いごとを解決するために、審判や調停なども行っています。

事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

原則として、少年事件に関する記録の閲覧、コピーすることができます。

※閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーする場合は別にコピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

意見陳述

(支援概要)

少年事件において、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

審判結果の通知

(支援概要)

少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

審判状況の説明

(支援概要)

少年事件において、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

審判傍聴

(支援概要)

少年事件のうち、一定の重大事件（被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件）については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます。

(対象要件等)

少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害致死など）や自動車運転過失致死傷等の一定の重大事件によって

1 被害者が亡くなった場合

- ・ 亡くなった方のご遺族（配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

2 被害者が生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

* ホームページ

○裁判所における犯罪被害者保護施策

<http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

○少年犯罪によって被害を受けた方へ

http://www.courts.go.jp/about/pamhlet/pdf/syonen_hanzai_higai.pdf

10 検察庁

(組織の紹介)

犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけるか否かを決めたり、裁判で法の正当な適用を請求したりします。

被害者支援としては、様々な相談に応じたり、犯罪被害者等へ事件に関する情報を提供したりしています。

被害者支援員による支援

(支援概要)

犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者等の状況に応じた関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行っており、各地方検察庁に被害者専用電話・FAXとして被害者ホットラインを設置しています。

(専門窓口) 松江地方検察庁(被害者ホットライン) 0852-32-6701

利用時間 月～金曜日 8:30～17:15

被害者等通知制度

(支援概要)

希望により、刑事事件の処分結果、裁判結果、加害者の収容先刑事施設、有罪裁判確定後の刑事施設における加害者の処遇状況、加害者の刑事施設からの出所情報等をお知らせします。

※検察官が相当でないと判断した場合を除きます。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の親族又はそれに準ずる者(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
- ・目撃者その他の参考人等(一部の通知を除く。)

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

(支援概要)

希望により、被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

不起訴記録の閲覧

(支援概要)

不起訴記録は原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件（下記「刑事裁判への参加（被害者参加制度）」参照）の被害者等については、「事件の内容を知ること。」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

また、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

意見陳述

(支援概要)

あらかじめ検察官に希望を申し出て、裁判所が相当と認めた場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。また、審理の状況その他の事情によっては、法廷での意見の陳述に代えて、意見を記載した書面を提出していただくことがあります。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

刑事裁判への参加（被害者参加制度）

(支援概要)

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、証人や被告人に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べるすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。

(対象要件等)

殺人、傷害、自動車運転過失致死傷等の一定の刑事事件について

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

- ・国選被害者参加制度による弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター

(法テラス) へ

被害者に関する情報の保護（被害者特定事項の秘匿）

(支援概要)

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名、住所等被害者特定事項を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

公判記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害者等）

(支援概要)

被害を受けた事件の損害賠償請求をするために必要があり、裁判所が相当と認めたときには、起訴された刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーする場合は別にコピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・ 起訴された事件の被告人等により行われた同種余罪の被害者
- ・ 同種余罪の被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 同種余罪の被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 起訴された事件を審理している裁判所に対応する検察庁

(窓口) 松江地方検察庁（被害者ホットライン）0852-32-6701

利用時間 月～金曜日 8:30～17:15

* ホームページ

○法務省：<http://www.moj.go.jp/KEIJI/keiji11-7.html>

○検察庁：<http://www.kensatsu.go.jp/higaisha/index.htm>

確定記録の閲覧

(支援概要)

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。

なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として裁判が確定した後3年間となっています。

※閲覧手数料として収入印紙 150 円が必要です。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁(確定した刑事裁判の第一審判決言渡裁判所に対応する検察庁)

被害回復給付金支給制度

(支援概要)

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産(犯罪被害財産)については、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネーロンダリングが行われた場合には、犯人からはく奪した犯罪被害財産を金銭化してその事件により被害を受けた方などに、その申請に基づき被害回復給付金を支給しています。

(対象要件等)

- ・刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者等

(申出先) 支給手続を行うものとして公告した検察官が所属する検察庁

11 弁護士会

(組織の紹介)

弁護士法に基づいて地方裁判所の区域(管轄)ごとに設置され、その区域に法律事務所を設けている全弁護士と弁護士法人を会員とする団体です。

法律相談センター

(支援概要)

犯罪被害者等に弁護士による法律相談(面接相談)を行います。また、示談交渉、民事裁判の提起、告訴手続等、捜査機関・司法機関(検察官から被害者への説明や裁判傍聴の同行など)・マスコミ等への対応、捜査機関及び司法機関からの情報収集など様々です。

※相談料は原則30分5,000円程度です。詳細は下記ホームページをご覧ください。

(窓口) 島根県弁護士会0852-21-3450

*ホームページ

島根県弁護士会：<http://www.shimane.com/>

12 司法書士会

(組織の紹介)

司法書士法に基づいて法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに設置され、その区域の司法書士を会員とする団体です。司法書士は、不動産取引や会社設立等における登記手続の代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理(140万円以下)のほか、裁判所・検察庁・法務局に提出するあらゆる書類の作成を手がけています。

法律相談センター

(支援概要)

犯罪被害者にあった後の今後の対応についての助言や刑事手続に関する情報提供、告訴状や告発状の書類作成を行います。請求内容が140万円以下のものであれば、加害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所を通してこれらの請求を行います。

※相談のみは無料、それ以外は所定の費用を負担していただきます（分割支払い可能）。

(専門相談窓口) リーガルエイド島根

13 矯正管区

(組織の紹介)

法務省矯正局の地方支分部局として全国8か所に設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院が適切に管理運営されるよう監督を行っています。

被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者に係る被害者等通知制度についての質問に対する説明等を行っています。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会・信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

14 刑事施設

(組織の紹介)

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘置所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し、処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

加害者の外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会・信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

15 少年鑑別所

(組織の紹介)

主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、その心身の状態等について専門的な調査や診断を行う法務省所管の施設です。その結果は、家庭裁判所に送付

され、審判や少年院、保護観察所での指導・援助に活用されます。

被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(窓口) 各少年鑑別所

16 少年院

(組織の紹介)

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、再び犯罪・非行を犯さないよう、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省所管の施設です。

被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する被害者等に対して、加害少年の収容されている少年院の名称及び所在地、教育予定期間、個人別教育目標、出院年月日等を通知しています。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 少年鑑別所

17 地方更生保護委員会

(組織の紹介)

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等をする権限を有する合議機関です。

意見等聴取制度

(支援概要)

刑務所などからの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理において、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

仮釈放等に関する審理が開始されたこと及び意見等を述べるができることについては、次の被害者等通知制度により通知されます。

(対象要件等)

- ・加害者が仮釈放等審理中であること
- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

被害者等通知制度

(支援概要)

あらかじめ希望の申出があった方に対して、刑務所、少年院などに収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

1 刑務所などに収容され、仮釈放審理を行う場合

- ・被害者
- ・被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)

2 少年院に収容され、仮退院審理を行う場合

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 1については、事件を取り扱った検察庁

2については、少年鑑別所

18 保護観察所

(組織の紹介)

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国50か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などをするとともに、犯罪被害者等の心情などを伝達し、保護観察中の加害者に

被害の実状等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

心情等伝達制度

(支援概要)

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き、これを保護観察中の加害者に伝えます。

(対象要件等)

- ・加害者が保護観察中であること
- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

被害者等通知制度

(支援概要)

あらかじめ希望の申出のあった方に対し、保護観察中の加害者の処遇状況などに関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

1 加害者が刑事処分になった場合

- ・被害者
- ・被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです)

2 加害者が保護処分になった場合

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 1については、事件を取り扱った検察庁

2のうち、少年院送致処分の場合は少年鑑別所、保護観察処分の場合は保護観察所

相談・支援

(支援概要)

犯罪被害者等の相談に応じ、悩み等を聴いたり、各種制度の説明や、関係機関の紹介などを行ったりします。

19 法務局・地方法務局

(組織の紹介)

全国の法務局・地方法務局又はその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

常設人権相談所

(支援概要)

法務局職員や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、犯罪被害者等の人権相談に応じています。全国共通人権相談ダイヤルで、発信地域の最寄りの法務局・支局に自動的につながります。

また、窓口において、面接による相談も受け付けています。

(専門窓口) みんなの人権 110 番 (0570-003-110)

松江地方法務局 0852-32-4260

雲南支局 0854-42-0314

出雲支局 0853-20-7732

浜田支局 0855-22-0959

益田支局 0856-22-0429

西郷支局 08512-2-0240

(受付時間) 8:30～17:15 (祝祭日、年末年始を除く月曜～金曜日)

特設人権相談所

(支援概要)

市町村役場、公民館等の公共施設、デパート、社会福祉施設等において随時開設し、様々な人権相談に応じています。

(問い合わせ) 地方法務局又は支局

子どもの人権 110 番

(支援概要)

全国共通のフリーダイヤルで、いじめ、体罰、児童虐待など、子どもからの人権相談に応じています。

(専門窓口) 0120-007-110

(受付時間) 8:30～17:15 (祝祭日、年末年始を除く月曜～金曜日)

女性の人権ホットライン

(支援概要)

全国共通のナビダイヤルで、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクハラ、ストーカー行為など、女性からの人権相談に応じています。

(専門窓口) 0570-070-810

(受付時間) 8:30～17:15 (祝祭日、年末年始を除く月曜～金曜日)

外国人のための人権相談所

(支援概要)

英語・中国語などの通訳を配置し、日本語による意思疎通が困難な外国人が安心して相談できるようにしています(開催日、時間などの詳細については下記までお問い合わせください)。

(問い合わせ)

東京法務局(東京法務局内人権相談室)	03-5213-1372
大阪法務局(大阪法務局内人権相談室)	06-6942-9496
神戸地方法務局(神戸地方法務局内人権相談室)	078-393-0600
名古屋法務局(名古屋法務局内人権相談室)	052-952-8111(代)
広島法務局(ひろしま国際センター)	082-541-3777
福岡法務局(アクロス福岡3階こくさいひろば)	092-725-9200
高松法務局(アイパル香川香川国際交流会館)	087-837-5908
松山地方法務局(愛媛県国際交流センター)	089-917-5678

インターネット人権相談受付窓口

(支援概要)

法務省ホームページ上にパソコン、携帯電話いずれも使用可能なインターネットによる人権相談受付窓口を開設、24時間365日相談を受け付けています。

(専門窓口) パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

携帯電話 <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001/html>

20 外国人在留総合インフォメーションセンター

(組織の紹介)

各地方入国管理局・支局に設置され、入国手続や在留手続等に関する各種問い合わせに応じています。電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語(英語、韓国語、中国語、スペイン語等)でも対応しています。

相談受付

(支援概要)

外国人人身取引被害者その他の犯罪被害者・関係者からの相談に対して、在留期間の更新などの手続に係る案内などを行っています。

・外国人在留総合インフォメーションセンターについて

<http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html>

・人身取引について

<http://www.immi-moj.go.jp/zinsin/index.html>

21 精神保健福祉センター（島根県立心と体の相談センター）

（組織の紹介）

精神保健の向上や精神障がい者の福祉の増進を図るための県が設置する機関で、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導など精神保健に関する広範囲な活動を行っています。

相談業務

（支援概要）

心の健康相談、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等に関する相談等、幅広く精神保健福祉全般の相談を実施しています。

（専門窓口） 島根県立心と体の相談センター

0852-21-2885

（受付時間） 8：30～17：15（祝日・年末年始を除く月曜～金曜日）

自助グループの紹介

（支援概要）

アルコール・ギャンブル・薬物依存、自死遺族など同じような悩みを抱える方の集いを紹介しています。

（対象要件等）

自助グループによって異なります。

（専門窓口） 島根県立心と体の相談センター

0852-21-2885

（受付時間） 8：30～17：15（祝日・年末年始を除く月曜～金曜日）

22 福祉事務所

（組織の紹介）

都道府県及び市に設置が義務付けられた「福祉に関する事務所」で、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っています（都道府県の設置する福祉事務所については、生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に関する事務となります）。

相談・援護

（支援概要）

生活保護等に関する福祉全般の相談業務等を行っています。

生活保護制度

(支援概要) (対象要件等)

生活に困窮している方で、資産・稼働能力等を全てに生活費に充当しても、基準とされる最低限度の生活を維持できない場合、その不足分について保護（支給）を行います。

23 保健所

(組織の紹介)

健康に関する住民からの相談に幅広く対応するため、地方公共団体（都道府県や政令市や中核市）が設置する機関です。医師、薬剤師、保健師、栄養士等の保健・医療の専門職が働いており、心身の状況について、総合的に対応することができます。

相談業務

(支援概要)

身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。

相談者が、保健所に電話をしたり、来所した場合に相談に乗ることはもちろんですが、相談内容や相談者の状況に応じて、必要な場合には、保健師が自宅に訪問をして相談に乗ることもできます。

また、特に大規模な災害や事件等における PTSD 等の精神的な課題に関しては、初期の対応のみならず、中長期的な支援も行っており、医療機関や市町村と協力しながら継続的に、相談に乗ることができます。

また、被害者の方のみならず、被害者を支援する方の相談にも応じることができます。

- (専門窓口) 松江保健所 0852-23-1316
 雲南保健所 0854-42-9642
 出雲保健所 0853-21-1653
 県央保健所 0854-84-9823
 浜田保健所 0855-29-5550
 益田保健所 0856-31-9545
 隠岐保健所（島後）08512-2-9710
 隠岐保健所（島前）08514-7-8121
- (受付時間) 8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始を除く月曜～金曜）
 一般相談（随時）及び医師による相談（定期相談・予約制）

24 市町村保健センター

(組織の紹介)

市町村が設置している機関で、健康相談、保健指導及び健康診査その他、地域保健に関する

必要な事業を行っています。都道府県の設置している保健所が、より広域的・専門的な健康課題を把握し助言する技術的拠点であるのに対して、市町村保健センターはあくまでも地域住民のための健康づくりの場・直接サービスの場という役割を担っています。

相談業務

(支援概要)

保健師、看護師、栄養士等の専門職員が、健康相談に応じます。

(専門窓口) 各市町村

25 社会福祉協議会

(組織の紹介)

地域福祉の充実を目指し、社会福祉に関する相談事業等を実施しています。

福祉サービスの提供等

(支援概要)

高齢者・障がい者等に対して、ホームヘルプサービスや配食サービスをはじめとする福祉サービスの提供を行っています。

※支援に係る費用の一部負担があります。

(専門窓口) 各市町村社会福祉協議会

福祉サービスに関する相談業務

(支援概要)

福祉サービスに関する相談・苦情の受付を行っています。苦情に関しては、福祉サービスについて中立的立場から助言・あっせんを行っています。

(専門窓口) 島根県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会

日常生活自立支援事業

(支援概要)

認知症や知的障がい、精神障がい等によって自らの判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行っています。

※支援に係る費用の一部負担があります。

(対象要件等)

・加齢や認知症、知的障がい・精神障がい等により判断能力が低下している方（成年後見制度対象者は除く。）

(専門窓口) 島根県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会

生活福祉資金

(支援概要)

経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、低所得世帯、障害者世帯、または高齢者世帯に対し、資金の貸付を行っています。

(専門窓口) 鳥根県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会

26 地域包括支援センター

(組織の紹介)

市町村や、市町村から受託した法人が設置する機関で、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるように、保健、医療、福祉サービスをはじめ、様々なサービスを必要に応じて、総合的、継続的に提供しています。

総合相談支援業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの総合的な相談・支援を行います。

権利擁護業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、人権や財産を守る権利擁護事業や、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用できるように、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぐなどの支援を行います。

27 医療機関（病院・診療所等）

医療の提供等

(支援概要)

医療を受ける方の心身の状況に応じて、警察と連携しながら良質かつ適切な医療を提供します。また、必要に応じて、他の医療提供施設等を紹介します。

性犯罪被害者への対応

(支援概要) (対象要件等)

緊急避妊（性被害を受けてから経過時間が72時間以内の人に有効）、犯人の体液等証拠採取（性被害後、入浴等行う前がよい）を行います。

産婦人科医会では、警察との連携体制の強化、性犯罪被害者対応マニュアルの作成などを通じて、各産婦人科において被害者に対し適切に対応がなされるよう努めています。

28 鳥根県臨床心理士会

(組織の紹介)

臨床心理士とは、1) 臨床心理検査、2) 臨床心理面接・心理療法、3) 臨床心理的地域援助、及び4) それらの調査・研究といった、主に4つの仕事に従事する人びとのことをいいます。臨床心理士会は、県内在住・在勤の臨床心理士によって構成されており、臨床心理士の資質の向上に努めるとともに、関係機関・団体と連携した活動の一つとして被害者支援も行っていきます。

参考文献：「臨床心理士に出会うには」日本臨床心理士会

* ホームページ <http://www.jsccp.jp/near/>

電話相談・カウンセリング

(支援概要)

民間の被害者支援団体や市町村の相談窓口と連携して、直接支援、面接相談を臨床心理士が行っています。

(専門窓口) 事務局 0852-28-0221

29 鳥根県社会福祉士会

(組織の紹介)

「社会福祉士」は、「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格です。以下のような場所で、福祉に関する相談援助業務などを行っています。

- ・ 児童福祉法関係施設（児童相談所、養護施設、知的障害児施設等）
- ・ 身体障害者福祉法関係施設（身体障害者更生施設、身体障害者養護施設等）
- ・ 生活保護関係施設（救護施設、更生施設等）
- ・ 社会福祉法関係事業所（福祉事務所、社会福祉協議会等）
- ・ 母子・寡婦福祉法関係施設（母子福祉センター等）
- ・ 医療法関係施設（病院等）

社会福祉士会は、社会福祉士からなる団体で、福祉・医療・保健・教育・司法行政等の関係機関と力を合わせ、福祉を必要とする方が、地域で安心した生活を送れるよう支援しています。

成年後見人等の紹介・受任

(支援概要)

判断能力が不十分な高齢者や障がい者に対し、成年後見制度の利用相談、成年後見人の養成と候補者名簿の家庭裁判所への提出、積極的受任と受任者へのサポートを実施しています。

※家庭裁判所の審判によって支援に係る費用の一部を負担していただく場合があります。

(専門窓口) 0854-56-0081

(事務局：奥出雲特別養護老人ホーム あいサンホーム内)

30 島根県精神保健福祉士会

(組織の紹介)

「精神保健福祉士 (PSW)」は、精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。広く国民の精神健康保持 (メンタルヘルスケア) に資するため、以下のような機関に所属し相談に応じています。

- ・医療機関 (精神科病院、精神科クリニック等)
- ・生活支援施設 (介護給付、訓練等給付、地域生活支援や相談支援事業を行う施設)
- ・福祉行政の関連機関 (地域保健所、都道府県・市役所、児童相談所等)
- ・その他 (社会福祉協議会、企業内産業保健担当部署、保護観察所、矯正施設等)

都道府県精神保健福祉士協会は、精神保健福祉士を中心に構成されている団体で、福祉・医療・保健・司法・教育・雇用の関係各機関や団体との連携や協力のもとに、保健及び福祉的支援を必要とする方が、安心して地域生活を送れるように支援しています。

被害者支援については、自然災害の被災者や事故、配偶者からの暴力や虐待、犯罪などの被害者に対する支援を行ってきた実績があります。特に医療、経済、居住、家庭、職業などの諸課題について一緒に考え、改善に向け共に取り組んでいきます。

精神保健福祉の相談業務

(支援概要)

多数の死傷者を出すような事件・事故等が発生した際に、自治体や民間の関係機関、団体と連携し、被害者の精神保健医療福祉に関するケアを行います。特に、精神疾患や精神障がいを持つ方の支援や、生活困難状況が長引く中でのメンタルケア、生活支援等を提供します。

(窓口) 島根県精神保健福祉士会

0853-21-3521 (同仁会 海星病院医療相談気付)

※事務局員は常勤ではありません。所在地、電話番号は事務局担当者の勤務先となっています。

31 労働基準監督署

(組織の紹介)

労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を行っています。

労災保険給付

(支援概要)

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障がい、死亡等において、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行っています。具体的には、保険給付の申請・相談等に対応し、調査の上、労災保険の給付等を行います。

(専門窓口) 労災課 0852-31-1165

32 ハローワーク（公共職業安定所）

(組織の紹介)

職業安定法に基づいて全国に設置される国の行政機関で、職業紹介、雇用対策、雇用保険制度運営等を行っています。

就労支援

(支援概要)

個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細やかな就職支援を行っています。

(専門窓口)

松江	0852-22-8609
出雲	0853-21-8609
雲南	0854-42-0751
浜田	0855-22-8609
益田	0856-22-8609
石見大田	0854-82-8609
安来	0854-22-2545
川本	0855-72-0385
隠岐の島	08512-2-0161

33 総合労働相談コーナー

(組織の紹介)

全国の都道府県労働局、主な労働基準監督署庁舎内に設置され、労働問題に関するあらゆる相談、情報の提供等のワンストップサービスを実施しています。

相談業務

(支援概要)

解雇、雇い止め、賃金の引き下げ等労働条件のほか、いじめ・嫌がらせ、募集・採用等労働問題についての労働者、事業主からのご相談を、専門の相談員が面接あるいは電話で受け付けています。また、相談者が希望する場合には、裁判所、地方公共団体等、他の紛争解決機関の情報も提供します。

(窓口) 0852-20-7009

34 雇用・開発機構島根センター

(組織の紹介)

雇用や能力開発に関する各種の相談・支援、各種助成金の支給等に加え、相談受付から職業訓練の実施を一つの機関で行えるよう、職業能力開発促進センターとの統合を進めています。

キャリア・コンサルティング

(支援概要)

自分の希望、適性、職業能力開発等を企業や労働市場のニーズと照合しながら、今後のキャリア形成の方向性を明確にするための支援や、適切な職業訓練コースを選定するための支援等を行っています。

(対象要件等) 求職者

(専門窓口) 0852-31-2800

35 島根職業能力開発促進センター

(組織の紹介)

独立行政法人雇用・開発機構が、設置、運営する施設で、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校の5種類の施設が含まれます。

職業訓練

(支援概要)

就労に直接関係した技術を身につけるための研修コースなどを提供しています。

(対象要件等) 求職者

(専門窓口) 0852-31-2800

36 島根県立高等技術校

(組織の照会)

島根県が設置する職業能力開発施設で、東部高等技術校が出雲市に、西部高等技術校が益田市に設置されています。

職業訓練

(支援概要)

新たに中学校や高等学校を卒業される方や、離職・転職される方を対象に、就職のために必要な技術、専門知識や資格を取得するための職業訓練を実施します。

(対象要件等) 若年者、離転職者

(専門窓口) 東部校 0853-28-2733

西部校 0856-22-2450

37 女性相談センター（婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター）

（組織の紹介）

女性の抱える様々な問題に関する相談業務、カウンセリング、一時保護等を実施する機関として、47都道府県に設置されています。配偶者（事実婚や元配偶者を含む）からの暴力被害者を支援する配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。また、人身取引被害者の保護も行っています。

相談業務等

（支援概要）

国籍、年齢を問わず、各般の問題を抱えた女性からの相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、自立に向けた情報提供等の支援を行います。

配偶者からの暴力被害者に対しては、相談に応じるほか、心身の回復のため医学的、心理学的な支援、自立支援、保護命令制度の利用の支援、保護施設の利用についての情報提供等の支援を行います。

また、被害者や同伴家族の一時保護を行います。一時保護は、被害者本人の意思に基づき、適当な奇宿先が無く、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行います。

（相談窓口） 女性相談センター 0852-25-8071

女性相談センター西部分室（愛称：あすてらす女性相談室）

0854-84-5661

出雲児童相談所（女性相談窓口）0853-21-8789

浜田児童相談所（女性相談窓口）0855-28-3434

益田児童相談所（女性相談窓口）0856-31-1886

中央児童相談所隠岐相談室（女性相談窓口）08512-2-9810

（相談時間） 8：30～17：00（土、日、祝日、休日、年末年始を除く月～金曜日）

※女性相談センターでは、土・日の電話相談も行っています。

（祝日、休日、年末年始を除く）

（参考） 配偶者からの暴力被害者支援情報（内閣府）

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

専門相談

（支援概要）

弁護士による法律相談（毎月原則第3金曜日）を行っています。

奇数月～女性相談センター

偶数月～女性相談センター西部分室（愛称：あすてらす女性相談室）

※事前に予約が必要です。

38 児童相談所

(組織の紹介)

18歳未満の子どものあらゆる問題について相談に応じる機関です。一義的な子どもにかかわる相談を受け付ける市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、養護性が高く、より専門的な判断が求められる相談については、児童相談所が対応します。

相談業務

(支援概要)

子ども虐待や育児の悩み等について、保護者や子どもからの相談に対応しています。必要な場合は子どもを一時保護したり、施設に措置したりします。

(相談窓口)	中央児童相談所	0852-21-3168
	出雲児童相談所	0853-21-0007
	浜田児童相談所	0855-28-3560
	益田児童相談所	0856-22-0083
	中央児童相談所 隠岐相談室	08512-2-9810

(相談時間) 8:30～17:15 (土、日、祝日、休日、年末年始を除く月～金曜日)

39 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設

(組織の紹介・支援概要)

○乳児院

親の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な乳児（特に必要のある場合、幼児も含む）を入所させて養育し、退所後も相談等の援助を行うことを目的とする施設です。

○児童養護施設

保護者のない子ども、虐待されている子どもその他環境上養護を必要とする子どもを入所させ養護し、退所した後も相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

○児童自立支援施設

不良行為などにより、生活指導等を要する子どもを入所又は通所させ、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、退所した後も必要な相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

○情緒障害児短期治療施設

軽度の情緒障害を有する子どもを短期間入所させ、または保護者の下から通所させ、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

(相談窓口) 各児童相談所

40 母子生活支援施設

(組織の紹介)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援することを目的とした施設です。入所の申し込みは、居住地の福祉事務所に対して行うことになります。また、申し込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。

緊急母子一時保護

(支援概要)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援します。

※都道府県等が所得の状況に応じて定める金額を負担していただくことになります。

(対象要件等)

以下に該当し、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女子とその児童

- ・ 夫との死別・離婚や夫の失踪等により、現在夫がいない女子
- ・ 配偶者の暴力から母子で逃れており、婚姻の実態が失われている女子

(入所申し込み) 居住地の福祉事務所

41 ファミリー・サポート・センター

(組織の紹介)

市町村が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

各種サポート

(支援概要)

以下のような事業を実施しています。

- ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・ 保育施設までの送迎を行う。
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・ 買い物等外出の際、子どもを預かる。

※利用料として、一時間 600～800 円が必要です。

(詳しくは、居住地の市町村の子育て担当課などにご相談ください。)

(対象要件等) 登録をした会員

(登録のための窓口) 居住地の市町村 (子育て担当課)

42 教育委員会

(組織の紹介)

児童生徒が犯罪被害者になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行っています。また、災害や事件・事故などへの対応として、緊急的にスクールカウンセラー（臨床心理士等）を派遣する事業を行っています。

相談業務

(支援概要)

いじめ・不登校などの学校教育に関する悩みや、子育て、しつけなどの家庭教育に関する悩みについての相談に対応しています。

なお、医療と連携した教育相談（下記④）も行っています。

(専門窓口及び相談時間)

① 「いじめ110番」（島根県教育センター）

0120-874-371 0120-779-110

平日 9:00～19:00

土・日・祝日 10:00～17:00

② 来所相談（島根県教育センター）

0852-22-5862（いじめや不登校を中心に）

0852-22-6466（発達や学習を中心に）

火曜日～金曜日 9:00～17:00

（受付は月曜日～金曜日 8:30～17:15）

③ 来所相談（島根県教育センター浜田教育センター）

0855-23-6784

月曜日～金曜日 9:00～17:00 ただし、水曜日は午後のみ

（受付は月曜日～金曜日 8:30～17:15）

④ “こころ・発達”教育相談室（出雲市立神戸川小学校・河南中学校若松分校内）

0800-200-1556

電話相談 原則として 月曜日～木曜日 10:00～16:30

来所相談 原則として 火曜日・木曜日 10:00～16:30

43 学校

(組織の紹介)

在籍する児童生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、児童生徒やその保護者の心のケアに努めます。

スクールカウンセラー

(支援概要)

スクールカウンセラーが配置された学校においては、スクールカウンセラーが児童生徒や保護者のカウンセリングを行うほか、災害や事件・事故などが起きた場合には、緊急的にスクールカウンセラーが派遣され、災害や犯罪の被害児童生徒の心のケアを行います。

44 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

(組織の紹介)

我が国におけるスポーツの振興、児童生徒等の健康の保持増進を図るための中核的・専門的機関として、スポーツの普及等に関する各種業務のほか、災害共済給付、学校安全支援業務などを行っており、全国に6か所の支所があります。

災害共済給付

(支援概要)

義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園や保育所の管理下における災害(負傷、疾病、障がい又は死亡)に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給します。

給付金の支払請求は、学校の設置者がセンター(支所)に対して行い、給付金はセンター(支所)から学校の設置者を經由して児童生徒等の保護者に支払われます。

また、保護者も学校の設置者を經由して給付金の支払請求をすることができます。

※共済掛金が必要です。

(対象要件等) 在籍する学校にお問い合わせください。

(窓口) ホームページ <http://www.naash.go.jp/index.html>

45 交通事故相談所

(組織の紹介)

交通事故で被害を受けられた方の抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が、相談を受け付け、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

相談業務

(支援概要)

損害賠償請求、示談の進め方等、交通事故に関する問題について、面接、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関へのあっせんを行っています。

(専門窓口) ○本所 0852-22-5102

島根県松江市殿町8 島根県庁南庁舎1階

※月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00

○浜田相談室 0855-29-5563

島根県浜田市片庭町254 浜田合同庁舎1階

※毎週水曜日 9:00～12:00 13:00～16:00

46 島根県交通安全活動推進センター (財団法人島根県交通安全協会)

(組織の紹介)

都道府県公安委員会の指定された法人であり、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

交通事故相談活動

(支援概要)

交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害や精神的被害の回復に関しての相談に応じ、適切な助言をしています。

(専門窓口) 0852-36-6338

松江市打出町250-1 (財)島根県交通安全協会内

(相談時間) 9:00～16:00 (土、日、祝日、年末年始を除く月曜～金曜)

47 財団法人 日弁連交通事故相談センター (島根県支部)

(組織の紹介)

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上の法律問題について弁護士による交通事故相談を無料で行っています。

面接相談

(支援概要)

損害賠償責任者の認定、損害賠償額の算定、その他交通事故の民事上の法律問題等について弁護士が面接相談を行います。

(対象要件等)

自賠責保険に加入することを義務付けられている車両(自動車損害賠償保障法第2条第1項)による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の当事者

(専門窓口) ○鳥根 0852-21-3450 (予約受付)

松江市母衣町55-4 鳥根県弁護士会内

※毎月第1火曜日 10:00～12:00 13:00～16:00

○石見 0855-22-4514 (予約受付)

浜田市田町116-12 石見法律相談センター内

※毎週金曜日 10:00～16:00

48 財団法人 交通事故紛争処理センター

(組織の紹介)

交通事故の紛争の適切な処理と公共の福祉を目的として全国に10か所の拠点を設け活動しています。当事者間において、損害賠償などの問題について解決が図れないときに、公正・中立の立場で、無償で紛争解決の支援を行います。

法律相談・和解のあっせん

(支援概要)

交通事故に遭われた方の面接相談を行い、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解のあっせん、審査を行います。

(対象要件等)

・電話予約の際に案内します。

(専門窓口) ○鳥根県交通事故相談所 0852-22-5102

○鳥根県交通事故相談所浜田相談所 0855-29-5563

*ホームページ <http://www.jcstad.or.jp/guidance/index.htm>

49 日本損害保険協会

(組織の紹介)

損害保険業の健全な発達と信頼性の維持を図ることを目的とし設立され、「そんがいほけん相談室」「自動車保険請求相談センター」を全国各地に設置し、相談・苦情に対応しています。

そんがいほけん相談室

(支援概要)

損保協会本部及び全国各地の支部(10支部)に設置され、損害保険に関する様々な相談・照会・苦情に対応しています。

(専門窓口) 0120-107808 (受付時間 9:00～18:00)

03-3255-1306 (携帯から)

*ホームページ <http://www.sonpo.or.jp/useful/soudan/soudanshitsu/>

自動車保険請求相談センター

(支援概要)

全国47か所に設置され、自動車保険・自賠責保険の保険金請求に関する相談・照会・苦情に対応しています。弁護士による法律相談も行っています。

(対象要件等)

・自賠責保険、任意の自動車保険の内容、保険金請求手続等の相談に応じます。

(専門窓口) 社団法人日本損害保険協会 松江自動車保険請求相談センター

0852-24-2165

※月曜日～金曜日(祝日を除く)

(受付時間) 9:00～12:00 13:00～17:00

(弁護士相談) 第1・3木曜日(予約制)

13:00～16:00

50 財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

(組織の紹介)

自賠責保険金・共済金の支払について、支払の適正化を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠責保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ的確な解決を目指し、支払内容について審査・調停を行っています。

紛争処理

(支援概要)

交通事故の当事者や保険会社・共済組合から提出された書類などを、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が支払内容について審査し、調停を行っています。

※紛争処理に当たっての費用は原則として無料(電話通話料や郵送料等の通信費、医療関係書類の取付費用等の申請に要する費用は当事者の負担)です。

(対象要件等)

交通事故の当事者(死亡事故の場合はご遺族)又はその代理人

(窓口) 事務局

- 東京 電話 03-5217-5031 (受付時間 10:00～17:00)
FAX 03-5217-5035
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-20 錦町安田ビル5階
- 大阪 電話 06-6265-5295 (受付時間 10:00～17:00)
FAX 06-6265-5296
〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町3-2-15
モレスコ本町ビル2階

* ホームページ <http://www.jibai-adr.or.jp/>

51 財団法人 自動車事故被害者援護財団

(組織の紹介)

自動車事故による被害者家庭その他の生計困難家庭に対する援護事業を行うことにより、公共の福祉を増進することを目的として設立された、国土交通省及び厚生労働省の許可法人です。

生活資金等の支給

(支援概要) (対象要件等)

- ・越年資金
自動車事故被害者家庭のうち特に生計困窮家庭に対して、当該家庭が新年を迎えるに当たっての生活資金を必要とする場合に、児童1人につき一定額を支給します。
- ・入学支度金
自動車事故被害者家庭に対して、当該家庭の子弟が義務教育を受けるために小学校又は中学校に入学する場合に、入学する児童1人につき一定額を支給します。
- ・就職支度金
自動車事故被害者家庭に対して、当該家庭の子弟が義務教育を終了して直ちに就職する場合に、就職する児童1人につき一定額を支給します。

緊急時見舞金

(支援概要) (対象要件等)

- ・自動車事故被害者家庭に対して、当該家庭の家族が死亡した場合又は重度の後遺障がいを受けた場合、一家庭につき一定額を支給します。
- ・当該家庭の家屋が災害等により全壊または半壊の甚大な被害を受けた場合に、一家庭につき一定額を支給します。
- ・当該家庭が災害等により家財に著しい損壊を受けた場合等に、一家庭につき一定額を支給します。

緊急一時貸付け（無利子）

（支援概要）

自動車事故被害者家庭に対して、当該家庭が傷病、災害その他の事由により一時的に生活が著しく困難になった場合又は生活困難を克服するための更生資金を必要とする場合に、貸付けをします。

生活相談事業

（支援概要）

自動車事故被害者家庭のための生活相談員が、物心両面にわたる援護活動を行っています。

（窓口） 事務局・本部

03-3237-0158

※月曜日～金曜日 10:00～17:00

〒102-0083 東京都千代田区麴町6-1-25 上智麴町ビル6階

*ホームページ <http://jikohigai.org/index.html>

E-mail wvaa@jikohigai.org

52 独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）

（組織の紹介）

人と車の共存を理念として、自動車事故の発生防止・その他被害者への援護のために、様々な情報提供や、指導・助言、療養センターの設置・運営等被害者への援護事業を行っています。

介護料支給

（支援概要）

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排せつなど日常生活について常時または随時介護が必要な状態の方に支給します。

（対象要件等）

下記のいずれかに該当する方

- ① 自賠責保険において、後遺障害等級が自動車損害賠償保障法施行令別表第1の第1級又は第2級の認定を受けている方
- ② 自損事故等により自賠責保険による後遺障害等級の認定を受けていない方（後遺障害認定通知書を紛失された方を含む）であって、次の要件を満たす方
 - ・①と同程度の障害を受けたと認められる方
 - ・事故後18か月以上が経過したと認められる方
- ③ 平成12年12月以前に自賠責保険において、後遺障害等級として「併合1級」（脳損傷の認定を受けた方に限ります。）と認定された方

生活資金貸付

(支援概要) (対象要件等)

自動車事故による被害者の方に対して次の貸付を行っています。

- ・交通遺児等貸付
自動車事故により死亡又は重度の後遺障害が残った方の子に対する貸付
- ・不履行判決等貸付
自動車事故による被害者の方で、確定判決や和解等によっても、損害賠償を受けられない方に対する貸付
- ・保険金等立替貸付
自動車事故により後遺障害が残った方で、その後遺障害についての保険金の支払いがなされるまでの間に対する貸付
- ・保障金立替貸付
ひき逃げや無保険車による事故の被害者で、政府の保障事業に保障金を請求できる方で、保障金の支払がなされるまでの間に対する貸付

相談業務

(支援概要) (対象要件等) (専門窓口)

- ・介護料受給資格を有する方を対象に在宅介護等に関する相談に応じています。
島根支所 0852-25-4880
- ・交通遺児等の家庭からのお問い合わせや身近な生活全般にわたる問題の相談に応じています。
島根支所 0852-25-4880
- ・交通事故に関する各種相談窓口、NASVA のサービスについて案内します。
NASVA 交通事故被害者ホットライン 0570-000738
(土、日、祝日、年末年始を除く9:00～17:00)

※通話料は負担していただきます。

- (窓口) ○本部 東京都千代田区麴町6-1-25 上智麴町ビル
電話 03-5276-4451 FAX 03-3239-9468
ホームページ <http://www.nasva.go.jp/index.html>
- 島根支所 松江市母衣町55番地 松江商工会議所ビル7階
電話 0852-25-4880
FAX 0852-25-4887
平日及び第1,3土曜日 8:30～17:10
(但し翌月曜日、土日祝、年末年始を除く)

53 財団法人 交通遺児等育成基金

(組織の紹介)

交通遺児が損害賠償金などの一部を拠出して基金に加入し、基金がその拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、長期にわたり定期的に遺児の育成のために資金を給付する制度を行っています。

育成基金の給付

(支援概要)

交通遺児が拠出した拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、遺児が満 19 歳に達するまで定期的に育成資金の給付を行います。

※加入時の年齢により費用は異なりますので、詳しくはホームページをご覧ください。

(対象要件等)

交通事故により死亡された方の遺族であって、満 13 歳未満の児童かつ一定額の拠出金を拠出できる方

(窓口) 事務局

東京都千代田区麴町 4 - 3 紅谷ビル 9 階

電話 0120-16-3611 又は 03-5212-4511

FAX 03-5212-4512

また、基金では、この制度への加入者の募集業務を指定信託銀行に委託しています。委託先の指定信託銀行については、ホームページをご覧ください。

受付時間 (事務対応時間) 平日 9:00 ~ 17:00

* ホームページ <http://www.kotsuiji.or.jp/>

54 財団法人 交通遺児育英会

(組織の紹介)

教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的として、交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障害がある方の子女等のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与しています。

奨学金の貸与

(支援概要)

高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸与します。

(対象要件等)

保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡、あるいは重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること (申込時 29 歳までの方)

(専門窓口) 応募資料請求

0120-521286、03-3556-0773 (奨学課・直通)

(窓口) 〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目6-1 平河町ビル3階
電話 03-3556-0771 (代表)
FAX 03-3556-0775
*ホームページ <http://www.kotsuiji.com/index.html>

55 暴力追放運動推進センター（公益財団法人島根県暴力追放県民センター）

(組織の紹介)

都道府県公安委員会に指定された公益法人であり、暴力団のいない安全で明るく住みよい社会の実現を目指しつつ、暴力団員による不当な行為と被害の防止を図ることを目的として設立された団体です。

暴力相談活動

(支援概要)

弁護士、少年指導委員、保護司、警察OBが、面談・電話等により、暴力団による被害の防止、回復に向けたアドバイスを行っています。出張相談も行っています。

(専門窓口) 公益財団法人島根県暴力追放県民センター

電話 0852-21-8938

島根県松江市殿町2 島根県庁第2分庁舎内

(相談時間) 9:00～17:00 (土、日、祝祭日、年末年始を除く月曜～金曜)

見舞金の支給・入院費用等の貸付

(支援概要)

暴力団員の不当な行為により被害を受けた方に対して、見舞金の支給や入院費用等の貸付を行っています。

(専門窓口) 島根県暴力追放県民センター

暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動

(支援概要)

暴力団事務所撤去訴訟や損害賠償請求訴訟に係る費用等の無利子貸付等を行っています。

(対象要件等)

・暴力団員を相手とする民事訴訟を提起し、又はしようとしている方等

(専門窓口) 島根県暴力追放県民センター

56 消費生活センター

(組織の紹介)

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、消費者被害の救済・回復を図るため公正な立場で処理に当たっています。

相談業務（電話又は来所）

(支援概要)

悪質商法に巻き込まれた被害者への助言・あっせんを行っています。

(専門窓口) ○鳥根県消費者センター

電話 0852-32-5916

※月曜日～金曜日、日曜日 8:30～17:00

○鳥根県消費者センター石見地区相談室

電話 0856-23-3657

※月曜日～金曜日 8:30～12:00 13:00～17:00

57 いのちの電話

(組織の紹介)

自殺などの様々な精神的危機に追い込まれた人たちが、再び生きる喜びを見出されることを願い、よき隣人として活動を行う民間団体です。

相談業務

(支援概要)

自殺を考えている人や、その家族・遺族に対し、一定の研修を受けた相談員が、年中無休で相談に応じます。

(窓口) ○鳥根いのちの電話

電話 0852-26-7575 (年中無休)

※月曜～金曜 9:00～22:00、土曜 9:00～翌日曜 22:00

○自殺予防いのちの電話

電話 0120-738-556

※毎月10日 8:00～翌日 8:00 (24時間・無料)

58 年金事務所 (旧社会保険事務所)

(組織の紹介)

国(厚生労働省)から事務の委託、権限の委任を受け、公的年金に係る一連の運營業務(適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付など)を行う特殊法人です。

(窓口) 各年金事務所(旧社会保険事務所)

59 全国健康保険協会

(組織の紹介)

中小企業等で働く従業員やその家族が加入している健康保険（政府管掌健康保険）は、従来、国（社会保険庁）で運営していましたが、平成20年10月1日、健康保険法に基づき、新たに全国健康保険協会が設立され、健康保険の保険者として、被保険者証の発行、保険給付、退職後の任意継続の手続き、レセプトの点検、検診や保健指導等の保健事業等を実施しています。

(窓口) 全国健康保険協会鳥根支部

0852-59-5138

松江市学園南1-2-1 くにびきメッセ2階

月曜～金曜8:30～17:15（土、日、祝祭日、年末年始を除く）

60 税務署

(組織の紹介)

税務署は、国税庁の下部組織であり、内国税の賦課徴収の事務を担当する行政機関です。

(窓口) 各税務署

相談窓口一覧

◎総合的な相談窓口

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
島根県犯罪被害者等支援総合窓口	0852-28-7830 平日8:30～17:15 (土日祝、年末年始除く)	松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階	犯罪被害者等の全般的な相談、及び具体的な相談窓口の紹介等
島根県警察本部 犯罪被害者支援室	0852-26-0110 平日8:30～17:15 (土日祝、年末年始除く)	松江市殿町8番地1	犯罪の被害に遭われた方の相談、及び給付制度等の相談
島根被害者サポートセンター	0120-556-491 平日10:00～16:00 (土日祝、年末年始除く)	松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根2階	犯罪被害者等の各種相談、情報提供、及び直接支援等
島根県警察本部 警察総合相談電話	0852-31-9110 プッシュホンでは#9110 (年中無休、24時間対応)	松江市殿町8番地1	犯罪被害等に関する各種相談

◎法制度に関する相談

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
日本司法支援センター (法テラス)	0570-079714 平日9:00～21:00 土曜9:00～17:00		犯罪被害者等の法制度等の相談、専門窓口の紹介、情報提供
法テラス島根	0503383-5500 平日9:00～17:00 (土日祝除く)	松江市南田町60番地	犯罪被害者等の法制度等の相談、専門窓口の紹介、情報提供
法テラス浜田法律事務所	0503383-0026 平日9:00～17:00 (土日祝除く)	浜田市浅井町1580番地 第二龍河ビル6階	犯罪被害者等の法制度等の相談、専門窓口の紹介、情報提供
法テラス西郷法律事務所	0503383-5326 平日9:00～17:00 (土日祝除く)	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24番地9 NTT 隠岐ビル1階	犯罪被害者等の法制度等の相談、専門窓口の紹介、情報提供
島根県弁護士会 法律相談センター (松江・出雲)	0852-21-3450 平日9:00～正午 13:00～17:00 (土日祝、年末年始除く)	(松江) 松江市母衣町55-4 島根県弁護士会内 (出雲) 出雲市今市町259-1 ショッピングセンターパラオ4階	犯罪被害者等に関する法律相談
松江地方検察庁 (被害者ホットライン)	0852-32-6701 (FAX 兼用) 平日8:30～17:15	松江市母衣町50番地	犯罪被害者相談、被害者保護・支援
松江保護観察所 (被害者専用電話)	0852-21-2250 平日8:30～17:15 (土日祝、年末年始を除く)	松江市向島町134番地10 松江地方合同庁舎6階	更生保護における犯罪被害者等の相談

◎心身の悩みに関する相談

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
県立心と体の相談センター	0852-21-2885 平日8:30～17:15 (土日祝除く)	松江市東津田町1741番地 いきいきプラザ島根2階	精神的な不安や悩みなど心の健康についての相談
各保健所	平日8:30～17:15 (土日祝除く)	別紙	子どもからお年寄りまでのあらゆる健康に関する相談
県薬事衛生課	0852-22-5254 平日8:30～17:00 (土日祝、年末年始を除く)	松江市殿町128番地 県庁東庁舎	エイズに関する相談・検査

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
県医療安全相談窓口	0852-22-5276 平日9:00～12:00 13:00～17:00 (土日祝除く)	松江市殿町1番地 健康福祉部医療政策課	医療についての相談助言
島根いのちの電話	0852-26-7575 平日9:00～22:00 土日(土9:00～日22:00)		人生の様々な悩みについての相談

◎経済的救済

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
島根県警察本部広報県民課 犯罪被害者支援室	0852-26-0110 平日8:30～17:15	松江市殿町8番地1	犯罪被害者等給付金に関する相談
財団法人 犯罪被害救援基金 「電話相談コーナー」	03-5226-1020 平日9:30～17:30		犯罪被害遺児等に対する奨学金 給与や生活指導相談

◎人権に関する相談

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
松江地方法務局人権擁護課	0570-003-110 0852-32-4260 平日8:30～17:15 (土日祝、年末年始を除く)	松江市母衣町50番地 松江法務合同庁舎	人権全般に関する相談及び適切な相談機関の紹介
松江地方法務局 各支局	0570-003-110 平日8:30～17:15 (土日祝、年末年始を除く)	別紙	人権全般に関する相談及び適切な相談機関の紹介
島根県人権啓発推進センター	0852-22-7701 平日8:30～17:15 (土日祝、年末年始を除く)	松江市殿町1番地	人権全般に関する相談及び適切な相談機関の紹介
島根県西部人権啓発推進センター	0855-29-5530 平日8:30～17:15 (土日祝、年末年始を除く)	浜田市片庭町254番地	人権全般に関する相談及び適切な相談機関の紹介

◎労働問題・就労に関する相談

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
松江労働基準監督署	0852-31-1165 平日8:30～17:00 (土日祝、年末年始を除く)	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	労働基準行政に関する相談、犯罪被害者等に関する相談
島根労働局 総合労働相談コーナー	0852-20-7009 平日8:30～17:15 (土日祝、年末年始を除く)	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	労働条件、いじめ、嫌がらせ、労働問題に関する相談
島根県雇用政策課 労働相談専用ダイヤル	0852-22-6557 毎週月・水・金8:30～17:15	松江市殿町1番地	労働問題に関する相談
島根労働局雇用均等室	0852-31-1161 平日8:30～17:15 (土日祝、年末年始を除く)	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	女性労働に関する相談
ハローワーク	別紙	別紙	就職相談、職業紹介などの就職支援
ジョブカフェしまね (松江センター)	0120-67-4510 0852-28-0691 9:30～18:00 (日祝、年末年始を除く)	松江市朝日町478番地18 松江テルサ3階	若年者の就職相談、就職支援セミナー、職場体験、職業紹介などの就職支援

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
ジョブカフェしまね (浜田センター)	0120-45-4970 0855-25-1600 9:30～18:00 (土日祝、年末年始を除く)	浜田市相生町1391番地8 いわみプラット内	若年者の就職相談、就職支援セミナー、職場体験、職業紹介などの就職支援
しまね東部若者サポートステーション(サポステ松江)	0852-33-7710 平日10:00～18:00 (日祝、年末年始を除く) (土は予約のみ)	松江市朝日町478番地18 松江テルサ3階	若年者の就労相談、自立支援プログラム、社会参加活動などの就職支援
しまね西部若者サポートステーション(サポステ浜田)	0855-22-6830 平日10:00～18:00 (日祝、年末年始を除く) (土は予約のみ)	浜田市浅井町1580番地 第二龍河ビル4階	若年者の就労相談、自立支援プログラム、社会参加活動などの就職支援

◎子どもに関する相談

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
各児童相談所	平日8:30～17:15	別紙	児童虐待、養育など児童に関する相談
島根県警察本部 「ヤングテレホン」	0120-786719 年中無休/24時間対応	松江市殿町8番地1	少年問題に関する相談
島根県教育センター 「いじめ110番」	0120-874-371 0120-779-110 平日9:00～19:00 土日祝10:00～17:00		いじめや不登校、子育てやしつけに関する相談
島根県教育センター	0852-22-5862 (いじめや不登校を中心に) 0852-22-6466 (発達や学習を中心に) 火曜日～金曜日 9:00～17:00 (受付は月曜日～金曜日 8:30～17:15)	松江市内中原町255-1	いじめや不登校、発達に関する相談
島根県教育センター 浜田教育センター	0855-23-6784 月曜日～金曜日 9:00～17:00 ただし、水曜日は午後のみ (受付は月曜日～金曜日 8:30～17:15)	浜田市長沢町1550-1	いじめや不登校、発達に関する相談
島根県教育センター “こころ・発達”教育相談室	0800-200-1556 (電話相談) 原則として月曜日～木曜日 10:00～16:30 (来所相談) 原則として火曜日・木曜日 10:00～16:30	出雲市下古志町1574-4 (出雲市立神戸川小学校・湖南中学校若松分校内)	いじめや不登校、発達等の課題に対する医療と連携した相談
島根大学教育学部附属教育臨床総合研究センター 「こころの相談室」	0852-32-1100 平日10:00～16:00 (土日祝日、年末年始を除く)		不登校・いじめについての相談
「子どもと家庭電話相談室」	0120-258-641 9:00～21:30 (祝日、年末年始を除く)		子どもや子育ての相談
NPO法人「チャイルドラインしまね」	0120-99-7777 月～土16:00～21:00		18歳までの子ども自身の悩み相談

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
NPO 法人ほっと・スペース 21 「子どもほっとライン もしも しにゃんこ」	0120-225-044 14:00～18:00		18歳までの子ども自身の悩み 相談
松江地方法務局 「子どもの人権 110 番」	0120-007-110 平日8:30～17:15 (土日祝、年末年始を除く)		いじめ・体罰など、子どもに対 する人権侵害に関する相談

◎女性に関する相談

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
女性相談センター	0852-25-8071 平日、土日8:30～17:00 (祝日、休日、年末年始を除く)	松江市大輪町 420 番地 松江衛生合同庁舎 3 階	DV や女性に関する様々な相談
女性相談センター西部分室	0854-84-5661 平日8:30～17:00 (土日祝、休日、年末年始を 除く)	大田市大田町大田イ 236 番地4 あすてらす 4 階	DV や女性に関する様々な相談
出雲児童相談所(女性相談窓口)	0853-21-8789 平日8:30～17:00 (土日祝、休日、年末年始を 除く)	出雲市小山町 70	DV や女性に関する様々な相談
浜田児童相談所(女性相談窓口)	0855-28-3434 平日8:30～17:00 (土日祝、休日、年末年始を 除く)	浜田市上府町イ 2591	DV や女性に関する様々な相談
益田児童相談所(女性相談窓口)	0856-31-1886 平日8:30～17:00 (土日祝、休日、年末年始を 除く)	益田市高津 8-14-8	DV や女性に関する様々な相談
中央児童相談所隠岐相談室 (女性相談窓口)	08512-2-9810 平日8:30～17:00 (土日祝、休日、年末年始を 除く)	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24	DV や女性に関する様々な相談
島根県警察本部 「性犯罪 110 番」	0120-110267 年中無休/24 時間対応	松江市殿町 8 番地 1	性犯罪に関する相談
島根県警察本部 「ストーカー相談電話」	0852-24-9110 平日9:00～17:00 (土日祝、年末年始を除く)	松江市殿町 8 番地 1	ストーカー被害に関する相談
松江地方法務局 「女性の人権ホットライン」	0570-070-810 平日8:30～17:15 (土日祝、年末年始を除く)		女性をめぐる人権問題に関する 相談

◎交通事故に関する相談

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
島根県交通事故相談所	0852-22-5102 平日9:00～12:00 13:00～16:00 (土日祝、年末年始を除く)	松江市殿町 8 番地 島根県庁南庁舎 1 階	交通事故の賠償・示談の進め方・ 保険の請求の仕方など
島根県交通事故相談所 浜田相談室	0855-29-5563 水曜日9:00～12:00 13:00～16:00 (祝、年末年始を除く)	浜田市片庭町 254 番地 浜田合同庁舎 1 階	交通事故の賠償・示談の進め方・ 保険の請求の仕方など

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA ナスバ）島根支所 事故被害者支援相談窓口	0855-25-4880 平日及び第1,3土曜日 8:30～17:10 (但し翌月曜日、土日祝、年末年始を除く)	松江市母衣町55番地 松江商工会議所ビル	交通遺児等に対する生活、育成資金の無利子貸付、交通事故による重度後遺障害者を抱える家族に対する介護料の支給相談
独立行政法人自動車事故対策機構「交通事故被害者ホットライン」	0570-000738 9:00～17:00 (土日祝、年末年始を除く)		交通事故の賠償・示談の進め方・保険の請求の仕方など

◎悪質商法に関する相談

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
島根県消費者センター	0852-32-5916 平日及び日曜 8:30～17:00 (土祝、年末年始除く)	松江市殿町8番地3 市町村振興センター5階	消費生活に関する相談
島根県消費者センター石見地区相談室	0856-23-3657 平日8:30～12:00 13:00～17:00 (但し土日祝、年末年始を除く)	益田市昭和町13番地1 県益田合同庁舎1階	消費生活に関する相談
島根県警察本部「悪質商法・環境犯罪110番」	0852-27-4649 平日8:30～17:15 (土日祝、年末年始除く)	松江市殿町8番地1	消費者金融や訪問販売を巡る相談

◎暴力団に関する相談

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
財団法人島根県暴力追放県民センター	0852-21-8938 平日9:00～17:00 (土日祝、年末年始を除く)	松江市殿町8番地1 (旧松江警察署3階)	暴力団等による不当な要求、困りごとに関する相談
島根県警察本部「暴力団相談電話」	0852-21-9302 年中無休/24時間対応	松江市殿町8番地1	暴力団等による不当な要求、困りごとに関する相談

◎住宅に関する相談

相談窓口	電話番号・受付時間	住 所	相談内容
島根県 建築住宅課	0852-22-5485 平日8:30～17:00 (土日祝、年末年始を除く)	松江市殿町8番地	県営住宅の入居に関する相談
島根県住宅供給公社	0852-22-3400 平日8:30～17:00 (土日祝、年末年始を除く)	松江市古志原4丁目1番1号	県営住宅の入居に関する相談

県内関係機関・団体等連絡先一覧

◎地方公共団体

名称	担当課(室)名	所在地	電話番号	FAX 番号
松江市	防災安全課	〒690-8540 松江市末次町 86 番地	0852-55-5115	0852-55-5617
浜田市	地域福祉課 地域福祉係	〒697-8501 浜田市殿町 1 番地	0855-25-9300	0855-23-3428
出雲市	防災交通課 安全安心係	〒693-8530 出雲市今市町 70 番地	0853-21-6819	0853-21-6574
益田市	地域振興課 危機管理対策室	〒698-8650 益田市常盤町 1 番地 1	0856-31-0601	0856-23-5001
大田市	人権推進課 人権推進係	〒694-0064 大田市大田町大田口 1111 番地	0854-82-1600	0854-82-8944
安来市	危機管理室	〒692-8686 安来市安来町 878 番地 2	0854-23-3074	0854-23-3152
江津市	総務課 防災係	〒695-8501 江津市江津町 1525 番地	0855-52-2501	0855-52-1380
雲南市	人権推進室	〒699-1334 雲南市木次町新市 3 番地	0854-42-1767	0854-42-1839
奥出雲町	奥出雲町福祉事務所	〒699-1511 仁多郡奥出雲町三成 358 番地 1	0854-54-2541	0854-54-2521
飯南町	総務課 行政係	〒690-3513 飯石郡飯南町下赤名 890 番地	0854-76-2211	0854-76-2221
川本町	住民課 住民係	〒696-8501 邑智郡川本町大字川本 545 番地 1	0855-72-0632	0855-72-1136
美郷町	総務課 総務係	〒699-4692 邑智郡美郷町粕淵 168 番地	0855-75-1211	0855-75-1218
邑南町	総務課	〒696-0192 邑智郡邑南町矢上 6000 番地	0855-95-1111	0855-95-2351
津和野町	総務財政課	〒699-5292 鹿足郡津和野町日原 54 番地 25	0856-74-0028	0856-74-0002
吉賀町	総務課	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市 750 番地	0856-77-1111	0856-77-1891
海士町	総務課	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士 1490 番地	08514-2-0113	08514-2-0357
西ノ島町	総務課 企画防災係	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町大字浦郷 534 番地	08514-6-0101	08514-6-0683
知夫村	総務課 庶務係	〒684-0102 隠岐郡知夫村 1065 番地	08514-8-2211	08514-8-2093
隠岐の島町	企画財政課 企画調整係	〒685-8585 隠岐郡隠岐の島町城北町 1 番地	08512-2-8566	08512-2-6005

◎警察

署名等	担当課(係)	所在地	電話番号(代表)
島根県警察本部	警務部広報県民課 犯罪被害者支援室	〒690-8510 松江市殿町8番地1	0852-26-0110
	生活安全部生活安全企画課	同(総合相談)	
	生活安全部少年女性対策課	同(少年事件関係)	
	刑事部捜査第一課	同(刑事事件関係)	
	刑事部組織犯罪対策課	同(暴力団事件関係)	
	交通部交通指導課	同(交通事故関係)	
松江警察署	総務課被害者支援係	〒690-8512 松江市袖師町5番10号	0852-28-0110
安来警察署	総務課被害者支援係	〒692-0015 安来市今津町674番地1	0854-28-0110
雲南警察署	総務課被害者支援係	〒690-2404 雲南市三刀屋町三刀屋124番地2	0854-45-9110
出雲警察署	総務課被害者対策係	〒693-0023 出雲市塩冶有原町二丁目19番地	0853-24-0110
大田警察署	総務課被害者支援係	〒694-0041 大田市長久町長久ハ7番地1	0854-82-0110
川本警察署	総務係被害者支援係	〒696-0001 邑智郡川本町川本337番地6	0855-72-0110
江津警察署	総務係被害者支援係	〒695-0016 江津市嘉久志町イ1860番地	0855-52-0110
浜田警察署	総務課被害者支援係	〒697-0027 浜田市殿町22番地	0855-22-0110
益田警察署	総務課被害者支援係	〒698-0004 益田市東町7番5号	0856-22-0110
津和野警察署	総務係被害者支援係	〒699-5604 鹿足郡津和野町森村口84番地2	0856-72-0110
隠岐の島警察署	総務係被害者支援係	〒685-0014 隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二20番地15	08512-2-0110
浦郷警察署	総務係被害者対策	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町大字浦郷218番地4	08514-6-0121
高速道路 交通警察隊	松江分駐隊	〒699-0203 松江市玉湯町布志名968番地9	0852-62-3110
	浜田分駐隊	〒697-0007 浜田市高佐町3461番地2	0855-22-1377
	浜田分駐隊 六日市詰所	〒699-5514 鹿足郡吉賀町立河内53番地	0856-77-0110

◎裁判所

名 称	所 在 地	電話番号 (代表)
広島高等裁判所松江支部	松江市母衣町 68	0852-23-3100
松江地方裁判所	松江市母衣町 68	0852-23-1701
同 出雲支部	出雲市今市町 797-2	0853-21-2114
同 浜田支部	浜田市殿町 980	0855-22-0678
同 益田支部	益田市幸町 6-60	0856-22-0365
同 西郷支部	隠岐郡隠岐の島町港町指向 5-1	08512-2-0005
松江簡易裁判所	松江市母衣町 68	0852-23-1701
雲南簡易裁判所	雲南市木次町木次 980	0854-42-0275
出雲簡易裁判所	出雲市今市町 797-2	0853-21-2114
浜田簡易裁判所	浜田市殿町 980	0855-22-0678
益田簡易裁判所	益田市幸町 6-60	0856-22-0365
川本簡易裁判所	邑智郡川本町川本 340	0855-72-0045
西郷簡易裁判所	隠岐郡隠岐の島町港町指向 5-1	08512-2-0005
松江家庭裁判所	松江市母衣町 68	0852-23-1701
同 出雲支部	出雲市今市町 797-2	0853-21-2114
同 浜田支部	浜田市殿町 980 番地	0855-22-0678
同 益田支部	益田市幸町 6-60	0856-22-0365
同 西郷支部	隠岐郡隠岐の島町港町指向 5-1	08512-2-0005
同 雲南出張所	雲南市木次町木次 980	0854-42-0275
同 川本出張所	邑智郡川本町川本 340	0855-72-0045

◎検察庁

名 称	所 在 地	電話番号 (代表)
松江地方検察庁	松江市母衣町 50 番地	0852-32-6700
松江区検察庁		
雲南区検察庁		
松江地方検察庁出雲支部	出雲市塩冶善行町 13 番地 3	0853-21-0282
出雲区検察庁		
松江地方検察庁浜田支部	浜田市田町 116 番地 1	0855-22-0376
浜田区検察庁		
川本区検察庁		
松江地方検察庁益田支部	益田市幸町 6 番地 57	0856-22-0428
益田区検察庁		
松江地方検察庁西郷支部	隠岐郡隠岐の島町港町指向 18 番地 7	08512-2-0304
西郷区検察庁		

◎少年鑑別所

名 称	所 在 地	電話番号 (代表)
松江少年鑑別所	松江市外中原町 195 番地	0852-21-3154

◎保護観察所

名 称	所 在 地	電話番号 (代表)
松江保護観察所	松江市向島町 134 番地 10	0 8 5 2 - 2 1 - 3 7 6 7

◎法務局

名 称	所 在 地	電話番号 (代表)
松江地方法務局人権擁護課	松江市母衣町 50 番地	0 8 5 2 - 3 2 - 4 2 6 0
同 雲南支局	雲南市木次町里方 952 番地 5	0 8 5 4 - 4 2 - 0 3 1 4
同 出雲支局	出雲市塩冶善行町 13 番地 3	0 8 5 3 - 2 0 - 7 7 3 2
同 浜田支局	浜田市田町 116 番地 1	0 8 5 5 - 2 2 - 0 9 5 9
同 益田支局	益田市あけぼの東町 4 番地 6	0 8 5 6 - 2 2 - 0 4 2 9
同 西郷支局	隠岐郡隠岐の島町城北町 55 番地	0 8 5 1 2 - 2 - 0 2 4 0

◎児童相談所

名 称	所 在 地	電話番号 (代表)
中央児童相談所	松江市西川津町 3090 番地 1	0 8 5 2 - 2 1 - 3 1 6 8
出雲児童相談所	出雲市小山町 70 番地	0 8 5 3 - 2 1 - 0 0 0 7
浜田児童相談所	浜田市上府町イ 2591 番地	0 8 5 5 - 2 8 - 3 5 6 0
益田児童相談所	益田市高津 8 丁目 14 番 8 号	0 8 5 6 - 2 2 - 0 0 8 3
中央児童相談所隠岐相談室	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 番地	0 8 5 1 2 - 2 - 9 8 1 0

◎福祉事務所

名 称	所 在 地	電話番号 (代表)
松江市福祉事務所	松江市母衣町 50 番地	0 8 5 2 - 5 5 - 5 3 1 6
浜田市福祉事務所	浜田市殿町 1 番地	0 8 5 5 - 2 2 - 2 6 1 2
出雲市福祉事務所	出雲市今市町 109 番地 1	0 8 5 3 - 2 1 - 2 2 1 1
益田市福祉事務所	益田市常盤町 1 番地 1	0 8 5 6 - 3 1 - 0 2 4 3
大田市福祉事務所	大田市大田町大田口 1111	0 8 5 4 - 8 2 - 1 6 0 0
安来市福祉事務所	安来市広瀬町広瀬 703 番地	0 8 5 4 - 2 3 - 3 2 1 0
江津市福祉事務所	江津市江津町 1525 番地	0 8 5 5 - 5 2 - 2 5 0 1
雲南市福祉事務所	雲南市木次町木次 1013 番地 1	0 8 5 4 - 4 0 - 1 0 4 4
奥出雲町福祉事務所	仁多郡奥出雲町三成 358 番地 1	0 8 5 4 - 5 4 - 2 5 4 1
飯南町福祉事務所	飯石郡飯南町頓原 2064 番地	0 8 5 4 - 7 2 - 1 7 7 3
邑南町福祉事務所	邑智郡邑南町矢上 6000 番地	0 8 5 5 - 9 5 - 1 2 3 6
川本町福祉事務所	邑智郡川本町大字川本 545 番地 1	0 8 5 5 - 7 2 - 0 6 3 3
美郷町福祉事務所	邑智郡美郷町粕淵 168 番地	0 8 5 5 - 7 5 - 1 2 1 3
津和野町福祉事務所	鹿足郡津和野町後田口 64 番地 6	0 8 5 6 - 7 2 - 0 6 5 0
吉賀町福祉事務所	鹿足郡吉賀町六日市 750 番地	0 8 5 6 - 7 7 - 1 1 6 5
西ノ島町福祉事務所	隠岐郡西ノ島町大字浦郷 534 番地	0 8 5 1 4 - 6 - 0 1 0 4
海士町福祉事務所	隠岐郡海士町大字海士 1490 番地	0 8 5 1 4 - 2 - 1 8 2 3
知夫村福祉事務所	隠岐郡知夫村 1065 番地	0 8 5 1 4 - 8 - 2 2 1 1
隠岐の島町福祉事務所	隠岐郡隠岐の島町城北町 1 番地	0 8 5 1 2 - 2 - 8 5 6 1

◎保健所

名 称	所 在 地	電話番号 (代表)
松江保健所	松江市大輪町 420 番地	0 8 5 2 - 2 3 - 1 3 1 3
雲南保健所	雲南市木次町里方 531 番地 1	0 8 5 4 - 4 2 - 9 6 2 3
出雲保健所	出雲市塩冶町 223 番地 1	0 8 5 3 - 2 1 - 1 1 9 0
県央保健所	大田市長久町長久ハ7 番地 1	0 8 5 4 - 8 4 - 9 8 0 0
浜田保健所	浜田市片庭町 254 番地	0 8 5 5 - 2 9 - 5 5 3 7
益田保健所	益田市昭和町 13 番地 1	0 8 5 6 - 3 1 - 9 5 4 3
隠岐保健所	隠岐郡隠岐の島町港町字塩口 24 番地	0 8 5 1 2 - 2 - 9 7 0 1

◎ハローワーク

名 称	所 在 地	電話番号 (代表)
ハローワーク松江	松江市向島町 134 番地 10	0 8 5 2 - 2 2 - 8 6 0 9
同 出雲	出雲市塩冶町有原町 1 番地 59	0 8 5 3 - 2 1 - 8 6 0 9
同 雲南	雲南市木次町里方 514 番地 2	0 8 5 4 - 4 2 - 0 7 5 1
同 浜田	浜田市殿町 21 番地 6	0 8 5 5 - 2 2 - 8 6 0 9
同 益田	益田市あけぼの東町 4 番地 6	0 8 5 6 - 2 2 - 8 6 0 9
同 石見大田	大田市大田町大田口 1182 番地 1	0 8 5 4 - 8 2 - 8 6 0 9
同 安来	安来市安来町 903 番地 1	0 8 5 4 - 2 2 - 2 5 4 5
同 川本	邑智郡川本町川本 301 番地 2	0 8 5 5 - 7 2 - 0 3 8 5
同 隠岐の島	隠岐郡隠岐の島町城北 55 番地	0 8 5 1 2 - 2 - 0 1 6 1

◎年金事務所 (旧社会保健事務所)

名 称	所 在 地	電話番号 (代表)
島根社会保険事務局	松江市向島町 134 番地 10	0 8 5 2 - 2 0 - 7 1 0 0
松江年金事務所	松江市東朝日町 107 番地	0 8 5 2 - 2 3 - 9 5 4 0
出雲年金事務所	出雲市塩冶町 1516 番地 2	0 8 5 3 - 2 4 - 0 0 4 5
浜田年金事務所	浜田市原井町 908 番地 26	0 8 5 5 - 2 2 - 0 6 7 0

◎税務署

名 称	所 在 地	電話番号 (代表)
松江税務署	松江市向島町 134 番 10	0 8 5 2 - 2 1 - 7 7 1 1
出雲税務署	出雲市塩冶善行町 13 番地 3	0 8 5 3 - 2 1 - 0 4 4 0
大東税務署	雲南市大東町飯田 86 番 7 号	0 8 5 4 - 4 3 - 2 3 6 0
石見大田税務署	大田市大田町大田イ 289 番地 2	0 8 5 4 - 8 2 - 0 9 8 0
浜田税務署	浜田市殿町 1177 番地	0 8 5 5 - 2 2 - 0 3 6 0
益田税務署	益田市元町 12 番 10 号	0 8 5 6 - 2 2 - 0 4 4 3
西郷税務署	隠岐郡隠岐の島町城北町 55 番地	0 8 5 1 2 - 2 - 0 3 5 0

◎ファミリーサポートセンター

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
まつえファミリー・サポート・センター	松江市白瀧本町 43 番地 スティックビル 2 階	0 8 5 2 - 3 2 - 0 8 5 0	0 8 5 2 - 3 2 - 0 8 5 0
はまだファミリー・サポート・センター	浜田市松原町 235 番地 1 浜田市子育て支援センター内	0 8 5 5 - 2 2 - 8 9 1 2	0 8 5 5 - 2 2 - 8 9 1 2
いずもファミリー・サポート・センター本部	出雲市塩冶町 641 番地 9 いずも子育て支援センター内	0 8 5 3 - 3 0 - 1 2 6 1	0 8 5 3 - 3 0 - 1 2 6 1
いずもファミリー・サポート・センター平田支部	出雲市平田町 2112 番地 1 ひらた子育て支援センター内	0 8 5 3 - 6 3 - 4 4 6 6	0 8 5 3 - 6 3 - 4 4 6 6
ますだファミリー・サポート・センター	益田市常盤町 11 番地 1 益田市立子育て支援センター内	0 8 5 6 - 2 3 - 0 0 3 0	0 8 5 6 - 2 2 - 2 8 5 1
おおだファミリー・サポート・センター	大田市大田町大田口 1111 番地 大田市役所社会福祉課	0 8 5 4 - 8 2 - 1 6 0 0	0 8 5 4 - 8 2 - 9 7 3 0
やすぎファミリー・サポート・センター	安来市黒井田町 160 番地 7 安来市親子交流センター内	0 8 5 4 - 2 3 - 7 0 5 0	0 8 5 4 - 2 3 - 7 0 5 0
ごうつファミリー・サポート・センター	江津市嘉久志町イ 899 番地 74 江津保健センター内	0 8 5 5 - 5 2 - 4 9 4 8	0 8 5 5 - 5 2 - 4 9 4 8
大東ファミリー・サポート・センター	雲南市大東町大東 1663 番地 大東保育園子育て支援室内	0 8 5 4 - 4 3 - 6 1 3 2	0 8 5 4 - 4 3 - 6 7 6 1
大東ファミリー・サポート・センター木次センター	雲南市木次町里方 915 番地 1	0 8 5 4 - 4 2 - 2 0 3 0	0 8 5 4 - 4 2 - 1 0 0 8
かけやファミリー・サポート・センター	雲南市掛合町掛合 2149 番地 2 掛合保育所内	0 8 5 4 - 6 2 - 9 9 0 0	0 8 5 4 - 6 2 - 1 9 0 0
東出雲ファミリー・サポート・センター	松江市東出雲町揖屋 1216 番地 1 東出雲保健相談センター内	0 8 5 2 - 5 2 - 9 5 8 3	0 8 5 2 - 5 2 - 9 5 6 6
いずもファミリー・サポート・センター斐川支部	出雲市斐川町上庄原 1760 番地 1 まめなが一番館内	0 8 5 3 - 7 3 - 7 3 7 5	0 8 5 3 - 7 3 - 7 3 7 6
日原ファミリー・サポート・センター	鹿足郡津和野町青原 3 8 8 番地 日原子育て支援センター（青原保育園内）	0 8 5 6 - 7 5 - 0 2 3 0	0 8 5 6 - 7 5 - 0 2 3 0



犯罪被害者等支援
シンボルマーク

犯罪被害者等支援ハンドブック

平成24年3月 発行

島根県環境生活部 環境生活総務課
消費とくらしの安全室

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地3

TEL (0852) 22-6216

FAX (0852) 32-5918

e-mail kanso@pref.shimane.lg.jp